

平成28年第1回定例会議事日程（第3号）

平成28年3月22日（火）

午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

横 川 清 一 議 員

丸 谷 一 秋 議 員

中 家 章 智 議 員

是 石 利 彦 議 員

太 田 文 則 議 員

山 本 定 生 議 員

梅 津 義 信 議 員

岸 本 加代子 議 員

平成28年第1回吉富町議会定例会会議録（第3号）

招 集 年 月 日 平成28年3月22日
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場
 開 会 3月22日 10時00分
 応 招 議 員 1番 中家 章智 6番 花畑 明
 2番 山本 定生 7番 是石 利彦
 3番 太田 文則 8番 岸本加代子
 4番 梅津 義信 9番 丸谷 一秋
 5番 横川 清一 10番 若山 征洋
 不 応 招 議 員 なし
 出 席 議 員 応招議員に同じ
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	今富壽一郎	会計管理者	田中 修
教 育 長	園田 陽一	住 民 課 長	瀬口 浩
総 務 課 長	守口 英伸	健康福祉課長	上西 裕
企画財政課長	奥田 健一	産業建設課長	赤尾 慎一
税 務 課 長	峯本 安昭	上下水道課長	赤尾 肇一
教 務 課 長	江河 厚志		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

局 長	奥邨 厚志
書 記	太田 恵介

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（若山 征洋君） 皆さんおはようございます。会議に先立ち、議員及び執行部の皆さんに議長よりお願いがございます。発言は必ず議長の許可を得てから発言してください。また、不適当発言、不規則発言に御注意いただき、有意義な会議でありますように、皆さんに御協力をよろしく申し上げます。

一般質問について議長よりお願いがございます。一般質問のやりとりは、町民の重要な行政情報となっております。事情もありますが、余り唐突な話をすると町民はついていけず誤解を生みかねないと思います。質問議員は持ち時間を有効に使い、通告からそれない明確な質問を行うように申し上げます。

答弁は質問に対して通告にフィットした答弁を行い、またやたらに時間を使った答弁はしないようにしてください。執行部と議員が討論を戦わせつつもお互いに立場を尊重し、より建設的な議論の場づくりをお願いします。

さらに質問議員は、傍聴者に議員活動がわかってもらえる最大の場所です。傍聴者が友人を誘って、また傍聴に行きたいと思われるような中身のある質問、討論をお願いします。

それでは、ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（若山 征洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、山本議員、太田議員の2名を指名いたします。

日程第2. 一般質問

○議長（若山 征洋君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので質問を許します。質問は通告の内容に沿ってお願いいたします。また、質問の回数は、同一質問について3回を超えることができないようになっておりますので、よろしく申し上げます。

質問者の質問時間は答弁を含み50分以内ですので、時間内に終わるよう、要点を簡潔明瞭に行い、また答弁者につきましても効率的な議事運営への御協力をお願いいたします。時間の経過は議場内に表示されておりますので、消費時間を確認し、厳守してください。

それでは、通告順に一般質問を行います。

横川清一議員。

○議員（5番 横川 清一君） 議員議席5番、横川清一です。よろしくお願いします。

まず1番、吉富町総活躍社会の方策についてということで、老若男女全ての世代が、このまちにいきいきと活躍し、活動できるまちづくりを目指して質問いたします。

まず1番、生活困窮者自立支援法の対象事業者についてお尋ねいたします。昨年4月に生活困窮者自立支援法が施行されました。厚生労働省の2012年の調査により、子育て世代の貧困率は全国平均で過去最悪の16.3%となり、これを受けて経済的に苦しい家庭の子供たちが教育の機会が損なわれないように支援策を講じたものであります。例えば、高校、大学への支援策を進学費用の貸し付け、また子供への学習支援事業などが柱となっております。ある大学の調査では、福岡県の貧困率は全国でワースト4位と結果が出ております。この状況を踏まえて質問いたします。

まず、吉富町ではこの法での対象世帯がありますか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

生活困窮者自立支援法は、生活保護に至る前の段階の、自立支援策の強化を図るため、生活困窮に対し、自立支援事業の実施、住居の確保の給付金の支給などを支援を行う、第2のセーフネットを構築することを目的としております。平成27年4月から施行されております。生活に困っている者が自立を目指して支援を受けるという性格上、まちで調査して把握することができませんが、生活保護を受けたいという相談が毎月1件程度ございます。その方がその対象者になるものと思っております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） それでは、この支援事業の内容について説明してください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 支援事業の内容でございます。生活困窮者自立支援法は、自立相談支援事業、住居確保給付金、就労準備支援事業、家計相談支援事業、就労訓練事業、学習支援一時生活支援事業などの7事業で構成されております。

事業は、福祉事務所単位で行うことになっており、吉富町は福岡県がグリーンコープ生活協同組合に委託をしております、困りごと相談所を活用させていただいております。困りごと相談室では、就労や自立に関する相談支援を行う自立支援事業と家計に関する相談を行う家計相談支援事業を実施しております。なお、今年度の吉富町分の相談件数でございますが10件ほどあっております。直接面談8件、電話等による相談が2件、いずれもお金に関する相談の内容と聞いております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 県とのタイアップでの事業とお聞きしました。それでは、この事業を实际行う中での現場での課題、あるいは改善策があればお示してください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 現況の課題に対する方策ということでございますが、困窮されてる方が生活保護を利用しないで生活できるように、また生活保護だった方が再び生活保護を受けないでいいように広報に掲載したり、窓口にチラシとパンフレットを置いたり、周知に努めさせていただいております。

また、生活保護の申請をしようかと悩んでる方に対しましては、申請書と同時に困りごと相談室の御案内を行っております。困窮した方と密接にかかわる民生委員さんにも、定例会のときに困りごと相談室の相談支援員の方をお願いして、事業の内容等の周知をいただいております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 本町でも、民生委員の方と一緒にやってるということをお聞きしました。

次に、4月からこの支援法が拡充されます。これに対して町としては、どういう指針、運営を行っていくのかお示してください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 4月からの方針でございますが、当町の場合、福祉事務所を設置しておる県が主な事業の実施者となりますので、県と共同し住民福祉の向上を目指していく方針でございます。

なお、来週になりますが、28日に県におきまして各市町村の生活困窮者支援制度及び、子供の貧困対策担当課長会議が開催され、新規事業等について詳しい説明がなされる予定になっております。その内容を十分把握しながら、まちとして対応を図る所存でございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） よくわかりました。

次に、労働環境の改善について質問いたします。

労働環境の改善策については、吉富町で公共事業にかかわる事業者の皆さん、また役場職員の皆さん、労働環境に関して質問いたします。

全国の自治体で公契約条例の制定や改善策などの取り組みが行われております。公共工事で、

応札された事業者に対して、下請け業者、孫請け業者が労働者に対して県や自治体が定めた最低賃金、あるいは職種により定められた賃金が実際に払われているのかどうかチェックさせ、その調査結果を提出させるものであります。

目的は、必然的に労働者の安定収入を確保させ、ワーキングプアを少しでも低減させるという自治体の努力であり、配慮でもあります。財政規模の小さいこの吉富町では、なかなか困難なこともあります。低価格で応札されている現状を踏まえて、吉富町独自の公契約条例が必要であると思います。この条例の制定を図ってみることは考えていませんか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

公契約条例とは、国や地方自治体の事業を委託した業者に雇用される労働者に対し、地方自治体が指定した賃金の支払いを確定させることを規定し、一般的には国の最低賃金法に基づいて規定される、最低賃金よりも高く設定し、労働者の雇用条件の安定を図ることを目的とする条例であります。

この条例は、事業の契約段階で受託者に対し、雇用者に一定額以上の賃金支払いを条件とすることであり、国の定める地域別最低賃金を上回る自治体独自の最低賃金額を規定する条例の制定については、入札における総合評価方式の評価項目として定めることを除き、最低賃金法の趣旨に反し、地方自治法の規定に違反する見解、意見もあることから、全国的にも少なく、福岡県下では直方市の1市のみであります。

労働条件の改善を図り、労働者の生活の安定、労働力の質的向上、及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするものとして、最低賃金法があります。

最低賃金法では、雇用者への一定額以上の賃金支払いについて、国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとし、最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとされます。したがって、最低賃金未満の賃金しか支払われなかった場合には、最低賃金額との差額を支払わなくてはなりません。

また、地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、最低賃金法に罰則として50万円以下の罰金が定められ、特定最低賃金額以上の賃金額を支払われない場合には、労働基準法に罰則として30万円以下の罰金が定められています。

以上のことから、町としましては、まずは委託者が最低賃金法を遵守することが重要であることから、今後県下及び周辺市町の動向にも留意し、制定については慎重に検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 公共工事の入札については、同僚議員が何度も私を含めてしております。最低価格のないこの吉富町ではありますが、あらゆる手段をもって労働者が最低賃金を上回るような方策をとっていただければと思います。

では、2番に移ります。現在、全国自治体職員の3分の1は非正規職員となり、職員のワーキングプアが問題視されております。労働環境の破壊とも言われております。これを念頭に質問いたします。

吉富町の職員の体制、体系はどうなっていますか、お尋ねいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

現在の役場職員の体系は、課長10人、係長10人、係員48人、単純労務職4人で、職員数は72人となっています。72人以外に3人を一部事務組合等に派遣しております。以上が体系です。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） これは、条例で制定された正規雇用での職員定数であるのかどうかと、今後職員定数を正規雇用という形で確保できるような考えはありませんか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えします。

先ほど申し上げた72人については、正規採用の職員でございます。その後の正規職員の定数を確保できませんかという御質問です。条例上の職員定数は81人となっておりますが、行政改革実施計画で定める職員定員適正化計画で、職員数は派遣職員を除き74人と定めております。しかし、平成28年、来年度から本格化する地方創生事業など、ふえ続ける業務に的確に対応し、住民サービスの向上を図るため、現在策定中の第7次吉富町行政改革実施計画の中で、定員適正化計画の職員数を2名増員することについて、行政改革推進委員会に今現在意見を求めているところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 今課長の説明で前向きな答弁がありました。行政サービスの事務の多様化や複雑化に対して、現状での職員数で対応できるのかどうか、また今般の総合戦略における新しい事業により一層の負担を考えると、今の職員の数で担えるのかどうか少し不安であ

りましたけれども、今後とも正規職員での定数確保をお願いしてやみません。

それでは、今後の職員の雇用を町長はどのようにお考えなのかお示してください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

今後の職員の雇用をということですが、退職者を補充する採用を行いながら、定員適正化計画に定める職員数を確保します。また、臨時的な業務については、臨時職員を配置するなど住民サービスの向上に努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ちょっと待って。町長補足ありませんか。町長。

○町長（今富壽一郎君） 町としまして、今課長が答弁をしたとおりで、住民の皆さんの御意見をいただきながら、お互いに理解をする範囲内で職員を採用していきたいというふうに思っておりますし、また新しい仕事もふえてまいります。行政改革等の委員会の答申もいただいて、職員計画を立てていきたいというふうに思っています。

○議長（若山 征洋君） 横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 職員が自信を持って、また精神的安定性を保ちながら笑顔で行政サービスができるように職場の職場環境の改善を図っていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。2番、道路行政についてをお伺いいたします。

昨年度、道路計画の指針についてはお伺いしましたので、今般は道路計画の現状と今後の計画の進捗状況がどうなっているのかをお尋ねします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

町の道路計画の現状としましては、地元自治会からの道路改良、または道路新設要望による計画、町主導によるものとして既存集落内には狭隘な道路が多く点在し、日常生活に影響を及ぼすことはもとより、既存集落内において、世代をつないで長く安心して住み続けるための住環境整備として、また現状のままでは緊急車両の通行も困難であり、防災や安全の面から緊急な道路整備が必要であることから、平成26年9月に、吉富町狭隘道路拡幅整理計画を策定し、村中道路の整備を積極的に推進してるところであります。

次に、計画の進捗状況については、現在自治会からの要望道路は幸子上、幸子古、別府、今吉、土屋、界木、和井田、小犬丸下の8地区から、12路線について道路改良要望が提出され、そのうち吉富町狭隘道路拡幅整備計画の重点整備予定路線として位置づけしている路線が6路線があり、幸子上地区並びに和井田地区は、一部道路拡幅を完了し、引き続き用地買収が完了した箇所から随時道路改良を進めることとしております。

次に、幸子古地区並びに土屋地区においては、現在用地測量等を委託中であり、年度内には登記用の土地分筆図作成が完了予定であり、今年度自治会要望された今吉、界木、小犬丸下地区につきましては、道路計画図が完了した地区から随時、道路整備説明会を開催する予定であります。

また、その他の重点整備予定路線につきましても、各種補助事業を活用し、狭隘道路解消に向け、永続的に整備を進めることとしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 一口では言えないところもあるんでしょうけど、地区が多いので、また後日資料提供をお願いしたいと思います。

それでは、この道路計画の優先順位というのは、町のほうではどういうふうを考えてらっしゃるのかお尋ねいたします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

地域住民の安心・安全なまちづくりに直結する道路整備を重点的に推進してるところであります。優先順位につきましては、さっきの質問で答弁しましたとおり、吉富町狭隘道路拡幅整備計画の重点整備予定路線を積極的に整備することとしていますが、周辺の宅地化の動向及び既存町道への接続状況や農地の耕作状況等勘察し、財政部局と協議し、総合的に判断して計画及び事業化の決定を行っているところであります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 道路とインフラ計画もこれも道路環境の整備ということで当てはまりますので、今後ともある予算の中でしっかりした道路をつくっていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 皆さん改めましておはようございます。9番、丸谷一秋です。通告に基づいて質問していきたいと思います。よろしく申し上げます。

1、町道路について、道路中央線横断歩道、道路片などの白線が消え、また消えかかっているところ、町内幾つも見当たりますが、特に吉富タクシー横町道の山国川沿い古表昭和線のこの町道は以前から幅員が狭く、歩道と車道の区別なく、河川敷側ガードレールがあり、危険防止となっておりますが、内側には白線のみでその白線も現在は消えています。この町道は、非常に交通量が多くなり、車同士の離合のとき、自転車や歩行者が転落事故の危険性に遭いそうになったとの声がたくさんあります。特に夜間です。本当は内側にもガードレールが設置されれば危険防止に

なるのですが、現在では白線のみですが、この白線も消えかけてます。どれぐらいの時期に復旧、補修されるんですか。お尋ねします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

まず、通告にございます補修、管理について、町はどのように考えているのかということについて答弁させていただきたいと思います。

交通安全施設設置費は、毎年100万円の予算を計上し、施設の新設、補修等を行っております。中央の白線、外側線、カーブミラー等については、自治会長からの要望に基づいて、危険性の度合いや交通量などを考慮し、優先順位をつけて補修を行っております。

また、まちといたしましても、町内を定期的に巡回し、施設の点検を行っており、設置や修繕の必要があると判断した箇所については、地元自治会長と協議を行った上で工事を行っております。

今、丸谷委員おっしゃられた吉富タクシーから高浜に抜ける山国川の土手の白線が消えかかっているということですが、いつまでかということなんですが、これにつきましても今申し上げた手順に沿って、改修をしていきたいと思っております。

まず、地元自治会と協議をして、設置をしていきたいと、白線を引いていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 課長、この道路ですね、夜通ってどう感じますか。課長の意見でございますが。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 私もときどき、ときどきと言いますか通ったことがございます。そのときに思ったのは、やはりあそこは危険だなというふうに思います。ただ、横にガードパイプを川側やなくて反対側につけると逆に車が来た場合、よける箇所がちょっとなくなるかなというような不安も持っております。

思うのは、やはり、行政といたしましては、運転される方に安全運転を啓発、お願いをしていくところを考えてます。白線については、引きたいなというふうには思っております。自治会長と協議してそういうことでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 非常に今課長が言われたように、確かにガードレールをつければ

幅狭く感じるんですけど、今ガードレールでも変形のいっぱいまでもってこれるガードレールが各狭いところについては、やっているとしますよ。この白線がどうして大事かということによって、ここに当時白線をいれてもらったときの写真ですけど、やっぱりこの白線があることによって、非常に不安がなくなる、この落差っていうのは、現場にいて課長も御存知だと思いますけど、すごいですね、三、四メートル、深いところで三、四メートルぐらいあるのりの変形してるとこんなですよ。なかなかそう、確かに今言われたように、順位っていうのも優先順位っていうのも確かにありますけども、このやっぱり回りの状況を見ていただいて、できればこれなんかもう完全に消えています。危険性が非常に増えていますから、皆さんが不安に思っていますから、ぜひこのことについては、やっぱり優先順位も確かにありますけど、もう少し頑張ってもらいたいと、これ地元からの要望でございますからね、課長も地元から来てますから、どうぞその辺はよろしくお願ひします。

これつけ加えですけど、いいですか。議長。

○議長（若山 征洋君） はい、どうぞ。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 町内の道路については、道路中央線横断歩道、道路片白線が消えかかっているところ、町道幾つも見当たりますが、今後この管理をどのようにしてお尋ねしたかったんですが、今課長から答弁ありましたように、その管理はそんなふうになってますということでございます。

じゃあ、次いきます。2番。下水道設備に対する支援制度について、合併浄化槽設置するには町から補助金が出ているが、下水道設備工事するには約1件当たり50万円から100万くらいかかるが補助金が出ない。補助金制度を設けてはどうかということですが、お尋ねします。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（赤尾 肇一君） 公共下水道が整備された地区では、個人の宅地内に公共枿が設置され、公共下水道に接続していただいております。

一方、公共下水道が整備されていない地区は、個人で100万円近くのコストをかけて合併浄化槽を設置しております。合併浄化槽を設置した方には、かなりの負担が生じますので、環境整備の観点から、吉富町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づき、補助金の交付をしております。この交付制度を活用された場合、公共下水道に接続する費用とほぼ同等の費用負担となると思います。

御提案の公共下水道の接続について、新たな補助金制度は二重の費用補助となると考えております。ただし、公共下水道の接続促進のために、水洗便所等改造助成金制度や水洗便所等改造助成金融資斡旋制度を設けております。

また、生活保護を受給されてる方には、下水道事業受益者負担金の減免制度もございます。こ

のような状況で、公共下水道の接続促進に努めておりますので、御理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 私が申したいことは、接続したくても多額の費用が必要となるが思うようにならない。新たに補助金制度を設ければ、前向きに取り組み、接続率が上がるのではないかということです。どうでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（赤尾 肇一君） 接続するためには、多額の費用が必要になろうかと思いますが、現在、今後の工事進捗もおおむねわかるようになりましたので、接続に向けて計画的な事前の準備をお願いしていただき、先ほど申しましたとおり、いろいろな制度を有効に活用していただけたらと思います。

接続率につきましては、現在は49.4%ですが、さらなる接続率向上のため、個別訪問等に取り組んで、都市の健全な発達や公衆衛生の向上、公共用水域の水質の保全のために、今後とも努力を行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 下水道整備の支援制度の充実していることはわかりました。今後、このことをもっと住民に知らしめて、接続率が上がるように努めてください。次、いきます。

3、本町における子育て世代包括支援センターについてです。子育て世代の包括支援センター設置状況と設置促進に向けた本町への支援を、国は妊娠期から子育て期まで、さまざまなニーズに対し、総合的相談支援を提供する子育て世代包括支援センターの整備を本年度から始め、県も推進するようだが吉富町として設置促進に向けた本町の支援をどのように考えますか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

国は、妊娠期から子育て期までのさまざまなニーズに対し、総合的相談支援を提供する子育て世代包括支援センターの整備を今年度から進めてまいっております。子育て世代包括支援センターとは、ワンストップ相談窓口において、妊産婦子育て家庭の個別ニーズを把握した上で、専門的知見と当事者目線の両方の視点を生かし、情報提供、相談支援を行い、必要なサービスを円滑に利用できるよう支援を行う事業でございます。

本町では、吉富町子ども・子育て支援事業計画において、平成29年度から子育て家庭の個別ニーズを把握し、保育や子育て支援の情報提供と利用支援を行う、利用者支援事業を実施する計

画になっております。

子育て世代包括支援センターとは、まさにこの利用者支援事業と保健センターとの連携をとって行う事業でございます。本町におきましては、平成29年度から事業者支援事業の開始準備とともに、包括支援センターの運営についても検討することになっております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） わかりました。では、平成29年度から開始するとの認識でよろしいですね。今年度十分検討し、しっかりやってください。次にいきます。

4、職員数の適正化についての質問を行います。現在、役場の職員数が不足していて、肉体的、精神的に職員が不安定な状況にあるとよく耳にします。平成29年3月には、定年で2人の職員が退職予定されており、早急に補充しなければさらに職員がストレスがたまり、健康管理がうまくいかず、職場環境は悪化し、住民サービスの低下が予測されますので早急に対処すべきです。そこで質問いたします。次の5項についての答弁を求めます。

①今後の職員雇用計画について項目ごとに答弁をお願いします。職員雇用は、何名をいつを予定していますが。具体的な時期等を数字で答弁願います。また現在職員不足の職場はどの課ですか。どのような対策をしていますか。対策が後手、後手になっていませんか。臨時職員では、業務の遂行に限度はあります。同僚議員との質問が重複することもあります。答弁はよろしく、そのままお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

まず、今後の職員採用計画は、どうなっているかということでございます。本町の職員数は現在の定員適正化計画で、派遣職員を除き74人となっております。しかし今現在、行政改革推進委員会に2名の増員をすることについて、意見を求めてるところでございます。

今後の職員の採用計画につきましては、その定員適正化計画で定められた職員数を確保するため、退職で欠員が生じた数を採用していきたいというふうに思っております。

今、どの課がどのくらい足りないのかということでございますが、課は年度によって新規な業務が発生したり、スクラップ・アンド・ビルドですね、新しい業務が起こったり、また古い業務を廃止したりすることに応じて、課の職員数は変わってきます。でありますので、今現在どの課が何人少ないかというのはありません。全体として今72人、今現在の定員適正化計画では74人なんです。72人ということで2名少なくなっております。

今度、行政改革推進委員会の意見を伺った上で、定員適正化計画の人数が変わりましたら、その定員適正化計画に沿った職員採用をしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） ②再雇用に対する執行部の見解を求めます。再雇用計画はどのように進めていますか。再雇用は即戦力と思いますが、執行部の考えはどうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 再雇用について、実施計画あるのなかという御質問でございます。何年度に何人の職員を再雇用するというような計画はございませんが、退職者から再任用の希望があれば、平成12年度に公布された、吉富町職員の再任用に関する条例、平成12年条例第34号がございますが、これに基づいて適切に対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） ③で、現状の役場の業務に対する適正職員数は、何人と見えますか。その理由は。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 適正職員数は何人と見ているか、現状の業務に対してのという御質問です。職員の定数は、吉富町職員定数条例で、81人というふうにされております。しかし平成18年3月に策定した集中改革プランの定員適正化計画で、職員数は派遣職員を除き76人と定められました。さらに、平成22年3月に策定した、第5次吉富町行政改革実施計画でその数をさらに2人減員し、74人と定められ、今日に至っております。

何人が適正な職員数であるかの積算は、なかなか難しいところですが、増加し続ける業務に対応するためには、現在の定数ではやはり無理があるというふうに思っております。

そこで、先ほどから申し上げておりますが、現在策定しております第7次行政改革実施計画の中で、職員数を2名増員することについて、行政改革推進委員会に意見を求めるところであります。

この第7次行政改革実施計画で2名の増員が認められれば、職員数を76人にしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） ④です、平成28年4月1日現在の職員数は、何人になりますか。その職員数で現在の業務は遂行できると考えますか。可能であればその理由を答弁してください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 平成28年4月1日現在の職員数は何人になる見込みかという御質

問です。現在の職員数は、72人です。現在の定員適正化計画の職員数は74人ですので、2名の欠員になっております。今年度は、退職者、定年退職者及び（カンショウ）退職者の希望がなかったため、その欠員である2人を本年4月1日に採用し、定員適正化計画どおりの職員数74人とすることといたしておりましたが、急遽本年3月末で1人の退職の申し出がありましたので、平成28年4月1日現在の職員数は73人というふうになっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 次、⑤でございます。今後の5年間の退職予定数は何人ですか。

平成29年から33年までの年度予定者数は。また業務内容に対する雇用計画は、答弁お願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

今後5年間の職員退職予定者数は何人かという御質問です。来年度以降の退職予定者数は、自己都合はちょっとわからないんですが、定年を迎える職員についてお答えします。

平成28年度2人、平成29年度3人、平成30年度は該当者はおりません。平成31年度2人、平成32年度5人となっております。今後5年間で12人が退職する予定となっております。職員については、先ほどから申し上げますとおり、定員適正化計画の数を遵守するため退職した数だけ採用していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 内容がよくわかりました。

以上で、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（若山 征洋君） 中家議員。

○議員（1番 中家 章智君） 1番、中家章智です、よろしく申し上げます。本日は、町の財政について主にお聞きしたいと思っております。

まずは、町の町債ですね、の過去の推移をお尋ねしたいと思っております。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

まず、町債ということでございましたので、町の起債についてですが、一般会計における昨年度末現在の町債の残高が約24億5,500万円、今年度末の見込みが25億5,100万円ほどとなっております。これまでの起債の推移をみますと、平成13年度から地方交付税の財源不足を穴埋めするための臨時財政対策債の発行が始まったことによりまして、平成14年度末の約

13億1,800万円を底にいたしまして、一貫して残高が増加傾向でございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 中家議員。

○議員（1番 中家 章智君） 今の説明ですと、平成13年度末の13億から今24億ぐらいですか、それぐらいまでにここ13年度から26年度ぐらいまでの間にふえてきてるということですね。要するに、借金はそれぐらい、実際のとこふえてるという感じでよろしいのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

先ほど私が言いましたものともう少し詳しく説明させていただきます。先ほど臨時財政対策債はふえてるということで説明させていただきましたが、この臨時財政対策債は後年度の普通交付税で100%措置、交付税措置ですね、100%されますので、それを除いたところでの純粋な事業による起債の残高がどうであるかということの説明をさせていただきたいと思えます。

それでいきますと、平成26年度末現在で約8億6,000万円、27年度末見込みで9億5,000万円となっております。過去どうだったかといいますと、過去のピークが平成7年度の約20億7,000万円であったということから考えますと、現在の現時点では過去の水準から見ましても、かなり低くなってるところでございます。ただしふえてきてるということは間違いないことでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 中家議員。

○議員（1番 中家 章智君） それでは次に、基金の推移についてお尋ねしたいと思っております。これも過去の経緯と現在までの流れを教えてくださいと思っています。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

基金の推移についてでございますが、平成14年度末の約25億9,500万円をピークに減少を続けておりまして、国の三位一体の改革による交付税の大幅な削減などを受けまして、平成19年度には約21億2,900万円まで減少いたしました。その後平成19年策定の町政の健全化計画に基づく歳出削減や交付税の増加などのことがありまして、再び基金の残高は上昇に転じまして、平成25年度末には、約28億5,000万円と過去最高の水準となっております。

しかし、東日本大震災以降の公共施設やインフラ整備などの事業に重点をおきました行政運営を行った関係で、また近年は減少傾向でございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 中家議員。

○議員（1番 中家 章智君） 今後の見通しというのは、もしお聞きできればお聞きしたいと思います。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

今後の基金の推移につきましては、第4次の総合計画に計上しました事業と、あと地方創生関連の事業など、今後力強く推進していきたいと思っております。その財源として、基金を有効に活用するというのも重要だと考えてございますので、基金についてはある一定の水準は確保したところでの基金の有効活用というふうに思っております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 中家議員。

○議員（1番 中家 章智君） 今のに関連しますけど、過去の歳入の推移、交付税が幾らふえたとか町の税収がどれぐらい変わっているかとか、そういうの具体的に聞ければと思っておりますけれどもお願いします。

○議長（若山 征洋君） ちょっと通告外やけど。まあ関連でお答えできれば。企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 今、資料で持ち合わせてる分についての範囲でお答えさせていただきます。

歳入の推移についてですが、歳入には町税などの自主財源とあと地方交付税、それから先ほどもありました町債などの、自主的には収入できない依存財源と言いますか、そういったもので分類されます。自主財源であります町税のほうなんですけど、多いほどこれが多いほど自主的で柔軟な財政運営ができるというようなことでございます。

近年ですが、一貫して歳入の総額としては、増加傾向にございます。ただ、自主財源の代表であります町税の収入につきましては、横ばいで推移しております、町債、受け入れる町債ですね、の額が若干上がってきているというようなことだと思います。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 中家議員。

○議員（1番 中家 章智君） 以上のこといろいろ聞きましたけど、現在吉富町の財政は健全かどうかということについてちょっとお尋ねしたいと思います。今どういう状況に財政状況が健全であるかということ、それをお聞きしたい。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

先ほど答弁させていただいた町債、それから基金この財源のバランス等を十分考慮いたしまして、これからの事業も行っていくわけなんでございますが、現時点では町の財政につきましては、

健全財政であるというふうに確信しております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 中家議員。

○議員（1番 中家 章智君） いろいろお聞きしてますけど、今富町長になられてから9年目だと思いますけど、そのときは合併特例債とかあって、合併を進めていって、アメとムチということでいろいろ地方の合併を進めるという時期があったと思いますが、その中で吉富町は合併の道を選ばなかったわけですけど、それによって今は今富町長がとても緊縮した行政をされたと思っています。それで基金もピークの底を打ってある程度ふえてきたとこだったんだと思います。予算も歳入も歳出も、ここ数年で確実に右肩上がりになってるというのが事実だと思います。

今国が地方創生ということで、地方にお金がここ何年かは確実に多分くるだろうという時代になってます。ただお金の使い方っていうのは今からとても大事な時代になってくると思います。国は実際大きな借金を抱えてるというわけですし、消費増税とかもしながら財政を健全化させていってる、今最中です。町もいつも思うんですけど、地方の交付税だけがふえてるだけでは、いつか行き詰るときがくると思います。最近では、ふるさと納税によって町の予算が倍になったとかいう近隣の具体的な町もございます。ぜひそういう自主財源をふやしていただいて、やりたい事業はそういう財源をつくった上で、ぜひやっていただきたいと思っております。

私はやることに対しては絶対的にこれがいいと思えば必ずやれば、その将来的な町にとって絶対プラスになるということはやるべきだと思っておりますし、何でも、何でもやらないというよりは、私はどっちかっていうとやりたいというところがございます。それは今その時代だと思っております。地方創生という大きな波が来てますので、それには絶対乗っていくべきだと思いますけど、その上できっちりした財政をつくっていただきたいと思っております。そういうことでこういう質問させていただきました。もし町長なんかお考えがあるんでしたら。

○議長（若山 征洋君） ②に移ってください。中家議員。

○議員（1番 中家 章智君） それじゃあマイナス金利ということでちょっと、今、金融界が大きく動いてますので、そのことについて質問したいと思っております。

まず、マイナス金利なんですけど、ちょっと私が勉強した範囲で言わせていただきますと、今、日銀ですね、日銀に民間の金融機関なりが260兆円ほど当座預金に預けております。そのうちの210兆円には0.1%の金利が設けられています。残りの40兆円は、ゼロ金利これが一時期ゼロ金利と言われて、ちょっと話題になりましたけど、今度は残りの10兆円にマイナス0.1%をとる。逆に、金融機関が日銀にお金を預けたときに金利を逆に取られるということで大きな話題になってます。

世界中ではヨーロッパに4つの国がマイナス金利になってます。デンマークと欧州中央銀行と

スイスとスウェーデン。今までの日本では考えられなかったことなんですけど、もう既に1月29日マイナス金利の導入が発表されて、マイナス金利は2月16日、それから1カ月ぐらいたって、民間では少し大きな動きができてきてます。1番大きなのは、金利が安くなったということで、住宅金利とかの金利の借り換えですね、これが前年度比、前月比でいうと倍近いぐらいの数字で伸びているというような状況です。

政府としましては、民間の貸し出しをふやして、ほんとうは企業が設備投資に使ってほしいという動きでこういうマイナス金利を導入したこともありますけど、それはあんまり融資には回ってないというのが実情みたいです。

先ほど町の町債の残高等聞きましたけど、これに対しても当然金利がついてるものだと考えております。今は、超低金利の時代でございます。今まで借りてる分の金利をまず何%ぐらいかっというのをお尋ねできればそれをお聞きしたいと思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

町債の金利の御質問でございます。資料によりまして、一応財政融資基金の、1番今借りてるところで1番高い金利につきましては1.2%の利率。逆に1番低利なものにつきましては、大蔵運用部の分で0.1%ですか、の金利になって、あとはその範囲内での金利になってるようでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 中家議員。

○議員（1番 中家 章智君） それは起債したときに、そのときの金利に合わせて設定されてるということよろしいんですか。それとも、種類によってまた違うんでしょうか。ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

起債につきましては、その年度にかなりの本数の起債があるわけございまして、借り入れ先等の条件等もいろいろありまして、固定金利のものもありますし、元利償還、元利均等というものもありますし、パターンとしてはいろんなパターンがあるわけでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 中家議員。

○議員（1番 中家 章智君） 今金利が安い時代なんで、そういう前の高い金利のを一定金利のものに借りかえるっていうことは可能なんですか、それをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 金利について、今低金利になってるということで、今の高い利率のものを借りかえてはどうかということ、これにつきましては、今借りてる借入れの先、それから今後借りるであろう予定される場所ですね、とあと国、県とのいろいろな条件がございまして、こちらのほうで調べてはみたんですが、条件としては資料等見ますと、かなり難しい、できないようなようになってるようでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 中家議員、1回1回立って、1つずつ質問するとすぐ3回になる。だから立ったときに全部聞きたいことは全部言うちよってください。

○議員（1番 中家 章智君） そうですか。

○議長（若山 征洋君） でないとそうなりますので。注意をしてください、今後は。次にいってください。

○議員（1番 中家 章智君） 次、それじゃ2番目に移ります。青パトについてなんですけど、私9月議会でちょっと質問させていただいたんですけど、そのときに回答として、公用車全26台のうち、マイクロバス1台、消防車3台、青パト1台ということで、現在町では町の車2台と防犯の車1台の計3台について青パトの整備をすることが認められているけどということでした。私はそのときは全部青パトにしたらいかがですかということ言いましたけど、全部は無理ということで、防犯の抑止効果が高いため、総務課の車については何台か検討したいということで、多分総務課長から御返答いただいたと思いますけど、あれから半年たったんで、その後の進展があればお聞きしたいと思っております。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えします。

町の公用車を全て、青色パトロール車にということで、9月議会で質問がございました。その際にも御答弁いたしました。公用車にはそれぞれの業務での使用用途があり、また複数の職員が同乗するよりも、職員1人で乗車するケースが多く、業務中に兼ねて青色防犯パトロールを行うことは緊急を要する事案に的確に対応できない恐れがあり、青色防犯パトロールの信頼性を損なうことにもなりかねず、現在は全ての公用車に装備しないようにしていると申し上げました。

しかし、青色回転灯を装備することで、パトロールの実施中であるということが明確にわかり、住民に安心感を与え、犯罪の抑止効果が高いと考えられておりますので、総務課が管理している事務用車両のうち、何台かは装備について検討をしたいというふうに申し上げました。

9月以降の動きでございますが、9月の時点では先ほど中家議員おっしゃったように、青色パトロール車とあと公用車2台ということで、登録をしておりました。その公用車2台のうち、

1台が老朽化により廃止されましたので、公用車1台だけになってしまったんですが、その後新たに軽四のバンを2台青色パトロール車として登録いたしましたので、現在の公用車の青色パトロール車は3台で、青色パトロール専用のが1台で、4台という形になっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 中家議員。

○議員（1番 中家 章智君） それは登録ということで、それは実際まだつけていませんでしたね。今後どういうふうにされる計画があるんでしたらお尋ねしたいと思います。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 今、登録をいたしております。それがおりたら青色回転灯をつけて回りたいと思います。3台についてですね、公用車3台については、それをつけて職員が乗車するときは回りたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 中家議員。

○議員（1番 中家 章智君） わかりました。近隣の自治体では公用車全部やってるっていうところも実際ございますので、ぜひそれは前向きに確実に進めていっていただきたいと思います。

以上です。

.....

○議長（若山 征洋君） 暫時休憩をいたします。再開は11時20分です。

午前11時09分休憩

.....

午前11時20分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に続き再開いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時21分休憩

.....

午前11時22分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に続き再開いたします。

是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 漁業、農業所得について、大変厳しい現実が12月議会で示されました。福岡県が編集している市町村要覧で確認しますと、過去10年間の人口、税収、町内総生産額、町民総所得額、一人当たり所得額が減少傾向にあります。

さらに基金保有額の減少、起債等増加などの状況からも厳しい財政状況が予想されております。

その現実、現状を知って、町勢と財政の健全化をどのように自己分析し、かじ取りするのかお聞かせ願います。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

福岡県が発行しております市町村要覧のデータについて、まず確認しますと、というようになっていますが、その要覧では、県内市町村の人口、税収や市町村内の総生産、一人当たり所得などの各種の事業資料が掲載されております。

議員からの御質問にあります過去10年間の各種数値ということなのですが、それを見ますと、まず人口や税収につきましては、御指摘のとおり減少傾向で推移をしております。ただし、税収につきましては、平成24年度を底に再び増収に転じている状況ではございます。

また、町内総生産及び町民所得につきましては、平成18年度から19年度にかけては大きく減少しておりますが、これは田辺三菱製菓の合併等に伴う内部的な業務編成が主な要因であるようございまして、町の財政状況が急に悪化したというわけではないようございまして。

あと、ほかの税収を見てみますと、法人税は減少してはいますが、個人住民税等につきましては、その前後でも大きな変化等は起こっていない状況でございます。それから、その後は町内総生産及び町民所得とも増加の傾向が続いております。

次に、基金なのですが、先ほども言いましたように平成19年度末を底に、再び上昇に転じ、平成25年度末には過去最高の水準に達したということは御報告させていただいたところでございます。

町債のほうですが、町債残高につきましては、臨時財政対策債の発行や公共施設の改修、それから更新等に起債を活用していることもございますので、増加傾向にあるわけでございます。ただし、これも前、言いましたが、100パーセント交付税措置がございまして臨時財政対策債を除きますと、現時点では、過去の水準から見ましてもかなり低い状況となっているわけでございます。

こういった現状を踏まえてみまして、吉富町の財政は比較的安定しておりまして、これからも良好な状況を維持してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 同僚議員の財政に関する質問の中にもありましたのですが、詳しいことはお任せするとしまして、26年9月に安倍政権が発足して、会見の中で地方創生事業、先ほど私、読み上げましたが、地方みずからが生き残る生活を取り戻す。地方の活力を創生させるという壮大な実験、実践とも言えるような地方創生事業です。

第4次吉富町総合計画は23年7月に策定されまして、現在、中期基本計画の策定も終わった

と聞いておりますが、先ほどの中期基本計画の中に、今回の当初予算の中に新規事業が幾つかあります。

町長、前の26年から、思いがけないと言いますか、地方創生の大金が転がり込みまして、色つきでないお金を幸運にも。それで、幾つか事業がなされました。これからも同じように、政府からそのような自由に使えるお金が経常的に、継続的にくることはないわけでしょう。ですので、そういうものに頼らなくて、先ほど同僚議員が言ったように、計画をしっかりと立て、地に足のついた政策をやるべきと考えるわけです。

それで、29年度以降の予算をどのように考えているのか、ただいま私、言いましたようなことも含めた回答をいただきたいと思います。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

その前に、今、議員さんおっしゃいました、国から自由に使える金が、今後も入ってくるというような表現だったと思いますが、あくまでも地方創生の総合戦略、総合戦略を策定いたしまして、そのメニューの中で実績が上がるであろうということを国の審査を受けまして、それで行きましようということになった分だけが採択されるわけでございますから、一つ一つそういったところの審査がございますので、町が勝手に何かの事業を立ち上げてできるというものではございません。そこは報告しておきたいと思います。

それから、29年度以降の予算をどのように考えてるのかということなんですが、まず、この平成28年度のこの執行状況等を十分勘案したところで、この29年度以降の予算については考える必要があるかと思っておりますので、そういった意味では、平成29年度以降については、今後、じっくり考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 確かにヒヤリングちゅうんですか、計画を立てて許可というんですか、申請を通ったものを、審査を通ったものが使われるわけでしょう。

私が感じていることは、計画があれば即そのお金を使えたはずなんです。ところが、例えば後出しじゃんけんのように、ここに、今、先ほど言いましたけども、狹隘道路拡張計画、こういう御町内には、今までなかったような計画ですね。こういうのをつくって、その資金を使ったというようなことが今までありました。

ですから、計画書の中期基本計画の中に基づく計画が、今回の28年度当初予算にも含まれているんだろうと思いますが、そのところをお示し願いたいと思ったわけですが、いかがでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

国からの交付金みたいな形でくるこれにつきましては、計画を、今、まさしく吉富町のまち・ひと・しごと創生本部会議とか、そういった有識者会議とかでお諮りいただきまして、この3月末までに完成するような予定になってます。

その中で、先行的にやってる事業というようなことがございまして、その分だけ継続ということで、28年度の当初予算には上げさせていただいておりますが、具体的に進めていくものにつきましては、この策定が終わった後に事業を組んでいきますので、それにつきましては補正予算で上がっていくようになりますので、そのときに御説明、また申し上げますし、御審議いただきたいと思っております。

あくまでもそういった形で、事業として採択された計画にのっとった分が対象となってございますので、先ほども言いました自由なというような表現とは違うかと思えます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 平成23年度7月に吉富町総合計画、第4次総合計画ができて、その最初の4年、次の4年、後期の4年と、中期、後期と基本計画をつくっていくわけですが、中期の計画は27年度から30年の間に使用される計画と理解しております。

27年度ということは、もう既に27年度も終わろうとするわけですが、中期計画は1年おくれたのかなと思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。策定は計画どおり、なかなかいかんかったのかなあと思うんですが。それに計画と言うんですか、ロードマップと言うんですか、間違いは、ずれはなかったんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 吉富町の総合計画の中期基本計画。この4年間、27年度から30年度、この4年間なんですが、前期が終わりましたら、終わった前期の検証をいたしまして、それから次の中期の4年間の案を練ります。

その関係で、27年度に入ってからの見直し作業になるんですが、なるべく早目にそれを終わらせて、その年度に実行できるものは実行して行くというようなのが一番よかったかと思えますが、なにせこの時期に、ちょうどその下につきます総合戦略の策定というようなものも、合わせて考える必要がありましたので、そこに調整に時間等を費やした関係で、こういった年度末に両方が策定されるというようなことになりまして、メインの事業につきましては、28年度からの事業というふうになったわけでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） よくわかりました。

では、2番目に移ります。今後の教育行政についてと書いておりますが、以前の議会の中で、コミュニティスクールの導入を示唆されました。導入に向けての背景と問題点、工程表などをお示しください。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） お答えいたします。

まず、コミュニティスクールの導入の背景について、若干時間をいただいて述べさせていただきます。

そもそも、学校というところは、全ての子供たちが自立して社会で生き、個人としての豊かな人生を送るために、その基礎となる力、いわゆる生きる力を培う場であると考えております。と同時に、将来の地域の担い手となる人材を育成する役割も担っていると思っております。一方、地域、この地域は実生活、実社会についての体験的な学習の場として、子供たちの学びを手助けする役割を果たしているのではないかなと思っております。

これからの子供たちは、複雑化する社会の中で、自立した人間としてみずからの力で課題を解決し、意欲を持って生きていく力が求められております。このような子供の生きる力は、学校だけでは育てられるものではなく、家庭はもちろん地域といった多様な人々とのかかわりや体験を得て育まれていくものだと思っております。

また、近年、学校には保護者や地域住民等から、学校教育に対する多様な要請、また、開かれた学校運営が求められております。このような要請に応えるため、平成16年地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されました。そして、御質問にある学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティスクールが導入されてきたわけでございます。

本町には、公立の小学校は1校であり、町の宝である子供たちの教育には、学校のみならず地域住民の皆様との連携や協働により、安心して子育てができ、子供が成長していける環境づくりが一番大切ではないかと思っておりますし、また、本町の教育も今まで以上に、地域住民の皆様との連携を図りながら進めていきたいと思っております。

そこで、町内で1校の公立である吉富小学校について、地域とともにある学校、これを目指してコミュニティスクールの導入を目指しているところでございます。以上が、まず1つ目の導入の背景となります。

次に、問題点でございますが、この制度を導入しますと、学校運営協議会は、法の規定で指定学校に関して協議する機関と位置づけられておりまして、校長が作成した教育課程や学校運営の基本的な方針の承認を行うこと。それから、教職員の採用、その他任用に関して、任命権者に意

見を述べるなど一定の権限と責任を持ち、学校運営に直接参画することになるわけですが、このような学校運営協議会そのものに対する、教職員の制度に対する理解が低いということ。それから、導入後の管理職や担当教諭の負担が大きくなるということ。それから、協議会委員報酬、その他経費が必要になるということ等が問題点になると考えております。

最後に、導入の工程についてですが、平成28年度は導入に向けての検討とし、平成29年4月1日の導入を予定しております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 12月議会で、コミュニティスクール導入の計画をお話がありましたものですので、今回、十分な説明がいただけるものとして、そしてまた、住民の皆様にも情報の共有の一助となればと思い通告いたしました。

それで、当初予算にも新規事業として上げられるものと思っておりましたんですが、今、説明の中に、今回は協議ちゅうんですか、コンセンサスを、同意をとるための1年にしたいということで、それなりの予算がつけてなかったということだろうと思います。

私も、学校運営協議会とは、なかなかわかりにくかったんですが、どういうところから始まったのか、最初は何だったのかというようなことを調べてみたんですが、東京の世田谷区の和田中学校校長というんですか、あそこに民間の校長を公募によって、校長先生が配置されたと。

その方は、なかなか話題を振りまいて、どういうことかと、皆さん覚えていると思いますが、よのなか科とかそういう科をつくって、子供たちに実際の社会をかいま見せる、体験もさせると。それとか夜スペとか言って学習塾に教室を貸したりとかして、学力の向上を図った。これは有料だったそうなんですが。それから漢字検定を実施したと。そういうことがあったと聞いております。学校運営に関して、よきもあしきも新風を吹き込んで、5年間の任期を終えて、その後、各方面で御活躍と聞いております。

その後、それに関係あったのかどうか、今、教育長が言われたように、その就任の1年後の16年の6月に、文部省が学校運営協議会制度ということで、制度をつくったと聞いております。制度ができてから、もう12年になるんですね。その間、なかなか導入するところが少なかったそうなんです。今、るる説明、問題点の中にありました保護者とか地域の方々、私、地域の方々ちゅうのは子育ての先輩と考えておるんですね。

先輩が、現在の子育て最中の若い保護者の方々の悩みを聞いてあげるとか、そういうようなことができるのかなあと思ったわけですが、なかなかいいんじゃないかなあと思ったんですが、なかなか三位一体というんですか、学校側と保護者と地域の方々の心合わせがなかなかうまくいくちゅうことが、まず第一だろうと思うんです。

ところが、ネットなんか見ますと、平成25年度から集計では1,570校、前年比387校ふえてると。累計で5,264校、42都道府県に及んでいると、そういう記述もありました。福岡県の指定校は54校と書いてありました。日豊線京築地方というか、この北九州からこちらでは、指定された学校があるのでしょうか。

全国的に導入がふえている理由はわかりませんが、そういうこともあって導入も少し考えてみようということがあったのでしょうか。合わせてお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 普及率については、今、議員さんもおっしゃりましたが、私のほうに手元に資料があるわけですが、県内の市町村につきましては26%でございます。政令市を除いてでございます。26%です。それから、県内の小・中学校になりますと17%でございます。そして、京築管内におきましては、行橋、それから上毛がまだ準備段階ということで聞いております。

以上が実態でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 先ほど、この1年は、まずはどういうことから始めるのでしょうか。その辺、読者ちゅうか住民の方にわかるような感じで、この話題になって、いろんな議論の場に、このコミュニティスクールが出てくるといいかなと思ひまして、どうかよろしく願ひします。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） まず、これ大まかな予定でございますが、1学期中にコミュニティスクール導入の検討委員会。これをまず設置したいと、そのように思っております。

そして、2学期におきまして、検証を深めるために、県内の既に導入している先進地への研修視察等を行っていききたいと思っております。

それにかかる経費につきましては、当初予算では計上しておりませんが、6月の補正等をお願いをしようかなと、そのように今のところ考えるわけでございます。

そのためのPRです。地域の方へのPR等もいろんな場を使いながら考えているんですが、まず、この検討委員会をまずつくって、そこで具体的に28年度の推進については話し合っていきたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。もう3回過ぎました。

○議員（7番 是石 利彦君） そうですか。

検討委員会で有意義な検討をというか、出して皆さんとこの共有しながら、いい小学校、教育

環境をつくってもらいたいと。

今、高齢者の施策は、非常にまだ足りないという人もおるかもしれませんが、手厚いことが行われていると、私、感じております。それに比べて、子育てとか、子供たちへの手立てが手薄いんじゃないかなと感じているわけです。ぜひとも小学生、幼稚園児が安心して、父兄の方が安心して学校、幼稚園、中学校に通わして、生き生きとした学校生活を送れるような環境をぜひともつくってもらいたいと。そのためには、地域の方々のお知恵も拝借するということのようなのですね。

もうちょっとコミュニティスクールのことお聞きしたいんですが、県から指定を受けると……。

○議長（若山 征洋君） もう3回過ぎてますよ。

○議員（7番 是石 利彦君） 今のやつ。一番最初のやつ。

○議長（若山 征洋君） もう2に行ってください。

○議員（7番 是石 利彦君） そうですか。

2番、吉富町教育行政の現状と目標、理想に向けての必要なものをどう捉えればよいと考えていますかと。教育行政です。この指導についてお尋ねいたします。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） お答えします。

まず、吉富町の教育行政の現状についてでございますが、本町の公立小学校は1校であり、児童数は平成28年4月1日の予定が366人となっております。全学年2クラスの通常学級と特別支援学級2クラスとなる予定でございます。

町立1校ということで、非常にきめ細かな学校運営ができております。学力面の指導でも、町費で学習支援員を1名配置しており、特別支援教育も2名の学習支援補助員を配置し、一人一人の課題やニーズに合った教育ができるよう取り組んでいるところでございます。

また、教育環境の整備におきましても、1町1校ということで、計画的に施設整備、学用品の整備等も、学校現場の意見を聞きながら計画的に進めているところでございます。

そこで、その目標とするところはということになるわけですが、これ、先ほどお答えしましたが、最終的には一人一人の子供に生きる力、これをつけさせる教育。それを実現することが教育の最終目標であると考えております。その目標を達成するために、教育委員会では、毎年、吉富町の教育施策を策定して、1年間の方針、実施、事業等を定めております。

また、町においては、総合計画等で長期的な教育に関する目標を定めております。加えて、今年度は法改正、地教行法でございますが、それに義務づけられた地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱、これを町長と教育委員会で組織する総合教育会議において協議し、策定しております。この大綱が、町の教育の目指すところであると思っております。そして、このような計画を確実に、着実に実行していかなければなら

ないと思ってるところでございます。

では、その目標、理想に向けて必要なものをどう捉えるかということになりますが、まず、物質的なものとしては、まずは予算です。一番になろうかと思っております。事業を実施するに当たっては、必ず予算が伴います。よく言われることですが、最小の経費で最大の効果、これを上げることが行政に携わる者に課せられた最大の使命であると考えおります。目標達成のためのあらゆる方法等を検討して、費用対効果も十分考慮した適切な手段で実行しなければならないと思っております。

そのためには、予算に加え、職員の担当分野での確実な知識の取得、向上。取得した知識に基づき実行するスキル等の取得向上等、いわゆる職員の職務遂行能力の向上が必要であると考えております。あくまで、私の考えですが、最終的には職員一人一人の職務遂行に対する積極的、意欲的な姿勢が目標達成の大きな鍵になるのではないかと思っております。

では、そのためには、どのように指導していくのかということになりますが、基本的には職員のパフォーマンスを上げるということは、人事の担当課である総務課の業務になろうかと思っておりますので、総務課の行う主には研修等になろうかと思っておりますが、その成果を課の中で、一人一人の職員が十分に発揮できるよう、私は、教育長として教育委員会の事務執行上の責任者として、職場環境等を整えていかなければならないと思っております。

また、町立小学校、幼稚園の教職員の指導についても、専門的な指導を行えるものとして指導主事を教育委員会に配置して、責任を持って指導しているところでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 今、ほとんど学校教育ですか、のことについて伺ったと思いますが、社会教育というんですか。その面ではいかがですか。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 社会教育につきましても、この教育施策に社会教育の面についても、きちっとうたっておりますので、その施策に基づいて同じようにやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 教育長のきめ細かい計画というんですか、ロードマップが、今、示されたような気がします。今のは、勉強というんですか、子供たちの能力向上とか、そのための学校の先生のスキルアップとかというお話に及んだような気がいたします。

我々は、外から見るものとしては、小学生、中学生を、この場合中学生は対象にならんのかも

しませんが、生活態度ですかね。そういうものの指導というか、そういうものに一番住民の方も敏感になってると思います。それをどのように具体的にというか、やるかというのは、今の中に組み込まれているのでしょうか。もう一度お願いします。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 生活何て。

○議員（7番 是石 利彦君） 生活態度というんですか。

○教育長（園田 陽一君） 生活、はい、わかりました。

もちろんこの中に入っているわけですが、具体的には、結局、基本的には道德の授業が基本になろうかと思えます。それと、学級活動という時間がございまして。それに基づいて、子供たちの道德心、それから基本的な生活習慣、学習規律とか、そういうものを特に道德の時間と学級活動という時間で授業をしているところでございまして。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。3回過ぎましたから。

○議員（7番 是石 利彦君） 3回過ぎました。これぐらいにしときましようか。

もう1つです。3番目に移ります。来年度28年度、ことしですが、来年度中に教育長の任期が訪れますが、今後、教育体制をどのように考えているか、合わせて覚悟もお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 今後の教育体制という御質問ですが、まず、本町の教育委員会の現状について述べさせていただきます。

現在、本町の教育委員会は、平成27年4月1日に施行されました地教行法の経過措置で、法の施行の際、現に在職する教育長はその教育委員会の委員としての任期中に限り、従前の例による在職とされ、関係規定もその期間中効力を有することとされておりますので、改善前の法の規定が適用されまして、5人の委員で教育委員会は組織されております。そして、その中に委員長1名、教育長1名がおるわけでございます。経過措置の期間は、私の教育委員としての任期が平成28年10月4日となっておりますので、それまでは現状の体制となります。

その後については、改正法の規定により、教育委員会は教育長と4人の委員で組織することになります。また、教育委員会規則において、教育委員会事務局には教務課が置かれ、教務課には学校教育係と社会教育係が置かれておりますので、教育委員会で決定しました教育施策の実現に向けては、事務局で事務を行うこととなります。

また、議員の皆様も御存じのとおり、今年度から総合教育会議が設置されておりますので、町長と教育委員会は、協議・調整を行いながら教育行政を推進しているところでございます。

御質問の今後の体制は、以上のようになるわけですが、教育行政における責任体制が明確化され、住民の民意を代表する町長との連携の強化も図れることとなるなど、法改正の趣旨を十分理解して認識し、教育委員会として適切な時期に、適切な事業の執行。それから、課題に対しては、即効性のある適切な措置を講じるなど、本町の教育行政の推進に努めることとしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 今までは、教育部門というものは、非常に専門性もあるし、ほかにもいろいろ事情があるでしょうが、町長部局、執行部とは別の教育委員会、その教育委員長、それから教育長という別で行われていて、独立性もあったわけです。

いろんな不祥事もあったと聞いておりますが、それで、今、言った教育長ちゅうんですか、その体制が変わりまして、今、教育長、言われたように、責任体制が町長もその中に入って、今、言われた住民の民意を反映する役職、町長も教育畑にその場に、総合教育会議に座って意見を発声できると、ということだろうと思います。

総合教育会議のメンバーというか、構成はどのようになるのでしょうか。もう一度お願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 町長ですね。それから教育長、そしてあと教育委員でございます。はい4名です。

○議員（7番 是石 利彦君） 6名ですか。

○教育長（園田 陽一君） 合計ですか。合計は、はいそうでございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） その会議の議長というんですか、つかさどるのはどなたがやるようになる。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 町長が集めて、町長が議長になります。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。もう3回いきましたんで。

○議員（7番 是石 利彦君） 非常に強権が発動できるようなあれですね。非常に、今までのとは、ちょっと怖いような気がいたしますが、何か、町長、そういうところに、何かこう配慮をしながら、何か自分でも、何かお考えがありますでしょうか。そこで意見を述べて、ぜひお話を聞きしたいんですが。

その総合教育会議の中で、町長の立場、議長としてその会議をつかさどるわけですから、その辺をお聞きしたいです。できませんか。

はい、わかりました。次の機会にまた。よくわかりました。ありがとうございました。

.....

○議長（若山 征洋君） 暫時休憩いたします。再開は13時10分からです。

午後0時06分休憩

.....

午後1時10分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

太田文則議員。

○議員（3番 太田 文則君） 議員席3番、太田でございます。午後からのトップバッターということで、通告に沿って質問させていただきます。

下水道工事が平成9年から着工して、ことしで19年経過しました。やっと、旧10号線を越えて土屋・直江地区、今年度は予定では、今吉地区と幸子地区が下水道工事の設計業務に入るといふことで、吉富町全体が下水道工事に着々と工事が進んでいるといふことで、そのように思っております。

そんな中、完成は平成47年といふことで、約20年後になります。長い話になりますが、できれば前倒しができるのであれば1年でも2年でも早く工事を進めてほしいという願いであります。インフラ整備が進めるといふことは、なかなかいいことだといふふうに思っておりますし、戸建て住宅だとか、アパート経営をされる方が吉富町に下水道が完備されて建てようといふ方がふえてくる、そういった中で相乗効果として人口がふえていくといふふうに確信しております。下水道工事はこの近隣の市町を見ると吉富町が断トツに群を抜いているんじゃないかなといふふうに思っておりますので、今後とも下水道工事を進めていってもらいたいといふふうに思っておりますので、そこで担当課長にお尋ねします。

下水道工事の助成についていふことで、町内全域を100%として、現在の工事の進捗率は何パーセントですか、お答え願います。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（赤尾 肇一君） まず、吉富町公共下水道事業は平成9年度に事業を開始いたしました。その後、随時計画の見直しを行いながら、現在は行政区域572ヘクタールのうち233ヘクタールを、平成47年度までに整備する計画で事業の進捗を図っております。

そこで、工事進捗率についてでございます。全体計画区域面積での工事進捗率は全体計画区域面積233ヘクタールうち92ヘクタールが整備されておりますので、現在の工事進捗率といいた

しましては39.5%でございます。これを世帯数での工事進捗率に置き換えますと、現在の行政区域内世帯数は2,913戸で、公共下水道を利用できる世帯数は1,484戸でありますので、51%になります。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） 51%ということで、当初の予定ではかなり遅れている、いろいろ震災があったからかなり遅れていると思うんですけども、私なりに順調にいつているんじゃないかなというふうに思っていますし、民主党政権になってかなり補助金が削減されたという面も多分あったんじゃないかなというふうに思っておる。そういった中での工事の進捗率が低下しているんじゃないかなというふうに、一つの要因じゃないかなというふうに思っております。事故のないように今後とも工事を進めていっていただきたいというふうに思っております。

2番目に、供用開始になっている区域の、現在の接続率は何パーセントですかということでお答え願います。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（赤尾 肇一君） 平成28年2月29日現在の供用開始戸数は1,357戸でございます。そのうち公共下水道の接続済み戸数は670戸でございますので、現在の接続率といたしましては49.4%になります。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） 49.4%ということで、もちろん100%に近い数字が一番望ましいんでしょうけども、接続するほうの家にとってみれば、ひとり住まいで今の動きが勝手がいいだとか、ひとり暮らしだから改修する必要はないとか、いろいろ改修しない、接続しないその理由があると思うんですが、それに対してのアクションといいましょうか、接続してくださいというような何か御案内なりメリット性を訴えているのか、ちょっとそこのところをお答え願いますか。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（赤尾 肇一君） いろいろな理由はあるかとは思いますが、公共下水道の接続については個別訪問や広報、ホームページなどでいろいろ現在の制度の御案内と接続への啓発に努めているところでございます。

また、下水道工事に着手した地区につきましては、工事説明会におきまして、下水道の役割、重要性を御説明申し上げた上で、早急な接続についてお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） 10号線からようやく位置的に南と言っているのでしょうか、海側のほうはどうしても道幅が狭いだとか、ひとり暮らしという方が多いのかよくわかりませんが、そういった面での接続率の低下だと思うんですが、それに対してのそういったアクションを起こしても変化がないということだと思うんですけども、下水道のメリット性という、確かに私も家をあたる前は確かに非水洗であったし、もちろん洋式だったんですけど、使い勝手は確かに水洗だと匂いもしない、いろんなことで使うほうにしてみれば、衛生上とてもいいんですけども、なかなかそういう現場に近所の方が改修して、そこに行ってトイレを使うとかいうのであれば「なかなかいいね」という感じでメリット性が出てくるんでしょうけども、なかなかそういう現実味がないということが原因じゃないかなという思いですよ。

まず、町としてそういった何かモデル的なものをつくるのかという感じにすれば、トイレの見学会じゃないけども、そういったものをつくる。私もこういう衛生陶器メーカーに前、工場勤務していたんですけど、その後、営業に回ったんですけど、やはり前はトイレというのは汚いというイメージがあって、どうしても水回り関係でも下のほうにあったんですね。台所がもちろんランクとして上のほうにあるんですが、今もうトイレというのかなり上に上がってきております。もう台所と同じぐらいのレベルだというふうに、位置づけは一緒だと思いますので、そういった面でモデルルームじゃないけども、一つそういった改修を促すようなやり方といますか、そういうことも考えていただいて、ぜひ改修接続率をアップしてあげるようなことにしていきたいというふうに思っております。課長、その点はどうでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（赤尾 肇一君） モデル的なものをつくってそういった改修を促すという、そういった検討は今のところはしておりません。今、現在啓発に向けての取り組みを行っているところでございまして、それを継続的に今後も行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） ぜひそうそういったものを一つ検討していただいて、3番目の質問に移ります。

下水道接続工事に対する助成金制度創設を考えたらどうかということで、午前中ちょっと同僚議員が同じような感じでの質問をしたと思うんですけど、重複するかもしれませんが、お答え願いますか。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（赤尾 肇一君） 現在、吉富町では公共下水道処理区域内において、くみ取り便

所を水洗便所に改造した住民の方へ、供用開始後の年数により3年を限度に助成金を交付しております。また、生活保護を受給されている方などの生活困窮者への下水道事業受益者負担金の減免制度も設けております。

接続するためには、多額の費用が必要になるかと思いますが、現在、今後の工事進捗もおおむねわかるようになりましたので、接続に向けて計画的な事前の準備をお願いしていただき、現在、設けている制度を有効に活用していただけたらと思っております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） 接続する上においては、トイレ、台所、洗面所、あとお風呂場ですか、4カ所が主に接続の対象になるんですけど、大体、本管が通ってなり枝管が通っているところから家の、長くても大体30メートルぐらいというふうに聞いているんですけど。

大体その工事に、メーター当たりの費用が大体4,000円から6,500円というふうに聞いております。最大30メートルとした場合12万円から19万5,000円ぐらいの費用が配管を下水に持ってくるまでの工事費に、大体それぐらいの費用がかかると。

もちろんそのトイレを改修するだとか、洗面所を改修するだとかいうのは、もちろん個人負担でいいんでしょうけども、そのぐらいの費用がかかるということになると、今、工事が完了してから1年以内だと4万円でしたかね、2年だと2万円ですね、3年だと1万円でしたか、そういう助成金が出ていると思うんですけど、そのところはまだ確認がとれていないんです。

1年で工事じゃなく接続する方が多いかもしれませんけども、お金のある人は1年なり3年以内でするかもしれません。低所得者なり並びに非課税の対象の方というのは、なかなか全部改修すると約100万円ぐらいの費用が掛かってしまいますので、そういった面の制度というか助成をぜひ、先ほど受益者負担というふうな話がありましたけれども、できれば、そういったあたりをもう少し助成をできるような制度というものを設けていただけないかなということですので、課長、その点はどうでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（赤尾 肇一君） 今、議員さんが申されましたとおり、現実には整備に向けて大変財政的に厳しいところがあるかと思いますが、この下水道の接続の期間につきましては、法の定めがございまして、その法を逸脱したところでの助成金制度は現在のところちょっと難しいかと考えております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） 接続率を上げるという意味での質問をさせていただきました。ぜ

ひ前向きに検討していただいて、何か接続率のアップにつながるような、先ほども言いましたようにショールームじゃないんですけども、そういった実体感ができるそういうトイレを装飾して、下水道とはこういうものですよというような感じの呼び込みを来てもらえるフォーユー会館かどっかでもいいです。そういったものをブース的に設けるとか、また支援制度の見直しをしていただくとかいうことでお願いいたしまして、次の質問に移りたいというふうに思っております。

私は生まれも育ちも吉富町でございまして、この自然と緑豊かで海にも恵まれた、風光明媚なこの町に生まれ育ったことを誇りに思っております。商業、工業、農業、漁業がそろった町はそんなにたくさんある、数少ない町じゃないかなというふうに思っております。

その4本柱の一つである漁業、私たちが子供のころはノリ、キヌガイ、魚などがいっぱい取れていたという記憶があります。その漁業に異変が起こり、魚が取れなくなってきました。これもやっぱり深刻な問題というふうに考えております。魚が育つそういったプランクトンの減少、川の流れの変化、悪さ要因は多々あるかと思いますが、漁師も死活問題といっても過言ではないかというふうに思っております。

そこで担当課長にお伺いしますが、28年度の一般会計予算に水産資源育成事業補助金250万円が計上されております。その詳細の説明をお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

まず、事前にいただきました質問通告に沿って答弁させていただきます。質問は漁業に対してどのような助成を行っていますかという御質問をいただいております。

まず、水産資源の維持回復のためにアサリ貝の放流事業補助として、漁業協同組合に250万円を、またクルマエビ、ヨシエビの中間育成や、ガザミの放流事業に対し、豊前築上栽培漁業推進協議会に90万円を継続補助しているところであります。

また、公益財団法人福岡県豊前海漁業振興基金から豊前築上栽培漁業推進協議会へクルマエビ等の中間育成放流事業や抱卵ガザミの放流事業に777万5,000円を、中間育成施設の保守修理等に27万円の助成を受けているところであります。

次に、今年度は漁業活動に欠かせない漁港施設の長寿命化を図るために、船揚げ場の台車の更新として1,150万円を。船底の洗浄のための高圧洗浄機更新に110万円を計上し、事業実施中であります。

また、平成28年度当初予算においても水産資源の回復並びに育成事業へ340万円を継続補助するとともに、県並びに国の補助事業を活用し、船揚げ場のレールの改修工事に1,200万円を、浮棧橋改修工事として3,000万円の総額4,540万円を予算計上し、漁業振興を図るための補助や施策を実施する予定であります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） 確かに昨年度からアサリ貝を潮干狩りしましょうということで広報等で御案内があったかと思うんですが、ことしも実施されると思います。これもやっぱり一つの呼び込む作戦、町民の方に来ていただいて家族でアサリを掘るということもなかなかいいことじゃないかなというふうに思っております。この助成金を減らすことなくふやす方向で、ぜひ考えていただきたいというふうに思っておりますし、この産業課としても、ぜひ漁業組合とタイアップして町の一つの今漁業のほうで魚が取れなくなっている、そういったものを少しでも漁師の方が潤うような方向に持って行っていただきたいなというふうに思っております。

そこで2番目の、カキ養殖業者に対しての助成をすることを考えてないかという質問に移りたいと思いますが、この件についてはどうお考えでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

カキ養殖業者に対して助成をすることは考えていますかという御質問でございます。

本町のカキ養殖は昭和63年4月から開始され、30年ほどの期間が経過しております。開始された経緯につきましては記録がなく詳細が不明ですが、当時の担当者によりますと、種苗代を町が補助したと聞いております。

近年、カキ養殖が行われていない原因は、波浪等による養殖施設が損壊被害を受けたことや、養殖業者の体調不良等により養殖を休止しています。いずれ再開したいとの思いがあると聞いています。再開する際の養殖業者への直接補助につきましては、現在のところは考えておりません。

まず、漁業協同組合並びに組合員自らが水産振興に向き合い、カキ養殖を本格的に再開し、本町産のカキを特産品として、また観光としてのカキ小屋実施などにより、漁業所得向上や新規就業者育成に結びつくのであれば、町としても漁業振興につながるものであり、町や国の新規漁業就業者総合支援事業等の補助制度活用を検討する必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） カキは昭和63年でしたか、豊前海一粒カキということで、この周防灘地区のカキのブランド化を統一しようということでそういうネーミングがついたんだと思うんですが、私もカキファンでありまして、もう年末になると年越しもそうですが、カキが大好きで去年からことしにかけて地元である漁港にカキを買いに行けなかったというのは、本当に寂しい限りであります。

町民の方々の吉富町でカキをつくっているということは、まだ全体に知れ渡ってない面もあるかもしれませんが、楽しみにしていた方もあると思うんです。確かにやめた理由は体調不良だとか、いろいろ原因はあるでしょうけども、やりたい気持ちはもちろんあると思います。

個人的にその補助とかいうことじゃなくて、先ほども述べましたように漁業協同組合とタイアップして、この吉富町の漁港を改修したんやから、ぜひ海を生かす意味で、カキ養殖並びにそういったものを役場のほうから、ぜひもう一度アクションを起こしていただいて、カキをつくってくれというような話もしていただきたいなというふうに思っております。

先ほどいろいろ話を聞いた面もあるし、漁師のほうからも話を聞いたんですけども、稚貝をいきなり沖に持っていくと、なかなか育ちが悪いということで、湾内である程度育てて、それからその沖に持っていきたいということを言っていた漁師さんもいらっしゃいました。そういう湾内での仮養殖といいましょうか、養殖場の提供というのはなかなか難しいんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 今言われた湾内というのは漁港内ということでしょうか。私どもは漁港内での蓄養という話は、今回初めて聞いたのですが、今現在ネット方式で組合が実証を行っております。その成果について、今検証しているところで、まず、漁港内というよりはネット方式を外海でやっている、それを検証したいなというふうには思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） それはアサリの話ですか。カキはどういったらいいんですかね、稚貝をいきなり沖に持っていくとなかなか育ちが悪いということで、大きくなれないという話を聞きましたけど、湾内でのという話なんですけども。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 失礼しました。私、勘違いしてアサリ貝と勘違いしておりました。カキについては湾内でする際に、漁船の出入り等に支障がございます。そういったものことも考えることが必要であると思いますので、湾内での養殖というのは町としては考えておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） 最後になるのかな。漁師も以前に比べてかなり生活面が厳しくなっておりますし、当時は、喜連島、高浜と言えども漁師の方が多かったんですけども、今もう陸に上がっている方のほうが逆に多くなっているんじゃないかなというふうに思っております。

そういった方たちをふやさないためにも、ぜひ漁業組合と協議を重ねていただいて、この吉富

町は遠浅になるんですけども、いい海ですので、その漁師たちの働く場をなくさないように、ぜひ担当課として最善の努力を尽くしていただきたいのと、常に漁業協同組合と密に話し合っている方向に行くようお願いして、私の一般質問を終わります。

.....

○議長（若山 征洋君） 山本定生議員。

○議員（2番 山本 定生君） 2番、山本です。午後2番目ですのでかなり皆さんも睡魔が襲ってきている方もいらっしゃるかと思いますが、もう少しおつき合ってください。

議会の開催日と時間について。日曜日及び祝祭日の休日での議会開催について、議会の開催に関し招集権は首長である町長にあるが、開催後の議会日程や議事整理権は議会にある。それらをわかった上で町の立場、町の考えとしてお聞きします。

執行部、いわゆる行政サイドとして日曜日をはじめ、官公庁休日での議会の開催について、メリット、デメリットをどう考えるのかお聞きいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。休日や夜間に議会を開催することについての町としての考えに関する御質問だと思います。

この御質問、1と2とあわせて回答させていただいてよろしいですか。はい、休日や夜間の議会開催に係る町としてのメリット、デメリットをどう考えるかという御質問ですが、まず、メリットといたしましては、休日や夜間に議会を開催することで勤労者が議員として活動しやすくなり、兼職が可能となるという点が上げられます。この点については、幅広い人材の確保という面ではメリットがあるというふうに考えております。

しかしながら、休日や夜間に議会を開催するとなれば、職員の時間外や諸手当等が発生し、経費がかかりますので、この点はデメリットではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、1番と2番を一緒にお答えしていただきましたので、少し質問が省けるわけですが、この休日議会を開催した場合、今、職員の給与、残業というようなのをお聞きしましたが、こういう場合に、執行部職員に関しては管理職特別手当勤務などが支給になるのかどうか、代休扱いになるのか、無給奉仕になるのかということ、ちょっとお聞きしたいというのが1点と、この議会開催となると、一応、総務から兼業の職員が2名いらっしゃいますので、その2人は確実にそういうことが発生するのではないかなと思うんですね。それらを含めると、例えば残業とか代休とかあると、業務に対しての支障が出るのかどうか、その手当てが発生するのか、ちょっとその辺を確認させてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 休日に議会を開催した場合、職員、課長が出席した場合、通常は代休等で対応するんですが、日数が多くなったら、代休もなかなか取れないところがありますので、管理職員特別勤務手当というものがございまして、それが支給されます。

職員は当然、同じなんですけども、代休が基本なんですけども、やはり全て代休を取るというのは難しいので、時間外手当という対応になろうかと思えます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） そうなると、先の予算質疑のときに私が若干お聞きした職員の過労、負担これがふえてしまうということで、じゃ、これを議会が推し進めるというのは、かなり職員に対する酷な行為になるのかなと。

よく町で聞かれるのは、「なぜ日曜日とかにしてくれないのか」という意見をよく聞きます。ただ、これは一般的な方はよくわかっていらっしゃらないで、単純に「夜すればいいじゃないか、日曜すればいいじゃないか」というふうにお聞きされるんですが、こういう現実があるということ、今回、あえて執行部のほうからお答えいただきたいかなと思ったので、こういう質問をしましたが、ちょっと町長にお聞きします。町長としてはどうでしょう。どうしてお考えでしょうか。ちょっとお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 今の御質問の意図は、町民の方からの御要望があつてのことかと思えますが。

私がどうのこうのというのは特別に考えておりませんが、議会の皆様方が11月に議会報告会を実施されたかと思えます。そのときに祭日あるいは休日等に実施をされたり、昼間実施をされたり、夜間実施をされたということで、大方の予想はつくのではなかろうかなというふうを考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今ちょっと町長のお考えをお聞きしましたが、どちらでもないというふうな感じですね。

もう1点ちょっとお聞きしたいんですが、今回、6月以降の選挙に関しては、18歳未満の投票権が生まれるということで、よく言われているんですが、吉富町の場合は中学校、高校というものが直接この町にはありませんが、そういう子供たちを集めての日曜議会というのを、全国ではいろいろ取り組んで、選挙のための「こういうものですよ」というのをやられているとお聞き

したんですが、仮に議会としてそういうものを企画した場合、執行部としてはどうでしょう。望まれるのか、望まれないのか、できればずっと行う議会であれば、先ほど言ったように年間を通しての日数の問題が出てくると思うんですが、これであれば一回か二回なので、そういう場合はどうでしょうか、ちょっとお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 今回、法改正に伴って18歳になられた方からこの夏に予定をされております参議院選挙から、選挙権を行使できるというふうになっております。

18歳の方に対してどういう知識が必要なのか、どういう教育が必要なのか、どう導くことが必要なのかというようなことがあります。私自身も、私どものときには二十歳ですが、二十歳の時に特別にどうだこうだという教育を受けたような記憶もありません。ただ、選挙権ができたということで、自分なりに選挙、投票に行く場合にいろいろと考えをまとめながら、どの方に投票しようか、どういう考えのもとに投票に行こうかということを実施をしていたように、今振り返ってみれば思います。

今の18歳になれる方も、それなりに自分で自分の考えはお持ちだと思いますので、私自身は特別に18歳だからということはどうなのかなというふうに思っております。あえて我々があだこうだということも必要なのかな、そうでないのかなというふうに思っております。

そういうことです。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） このことについて、これ以上、議論をするための質問ではありませんので、次に行きますけど、町長のほうがどうなのかなというふうな内容だったというのが、ちょっと私としてはびっくりしたんですが、ちょっと2番目の質問に移ります。

学校制服の支援について。

1、小中高入学時の制服支援について、町内は小学校と豊前市との組合立である中学校だけであり、小学校は制服ではなく、強制ではないいわゆる標準服との位置づけではあるが、どちらもいわゆる制服があります。

また、町内にはありませんが、大半の子供たちが進学していく各高校は制服が決まっております。これらを入学前にそろえるには、まとまった金額の支出が伴う保護者としては、年度末にまとまった出費は家計にとって大変大きな打撃であると、想定外であるとも聞きます。これらについて、吉富町としての支援及び考えについて、何かありましたらお聞きいたします。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） お答えいたします。

小中高の入学時の制服費の支援についてという御質問でございますが、小学校については入学

時に標準服の上下、それから体操服の夏冬用一式購入した場合、男女で若干の差はありますが、2万3,000円から2万5,000円の費用がかかっているのが現実でございます。そのほかにも鉛筆等の文房具、上履き等の購入などやはり小学校入学時には家庭への負担は大きくなっております。

町といたしましては、そういった経済的理由により就学困難な児童の保護者に対して、援助を行っております。援助の種類といたしましては、給食費、学用品費、校外活動費、新入学児童学用品費、修学旅行費、医療費等があります。

1年生には先ほど申しましたが、入学に当たって新入学児童学用品費を援助することとしております。中学生についても、中学校組合にて同様の制度がありますので、義務教育期間中は援助が必要な児童の保護者には、必要な援助がなされていると考えておりますので、制服費の支給については、現在のところ考えておりません。なお、高校入学につきましては、国の就学支援とか、あわせて町の奨学金制度等を活用していただければと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、町の制度について御説明がございました。特に、小学校から中学校へ進学した際に、子供が部活に入った、部費、保護者会費、用具費、遠征費などが多過ぎてびっくりしたというような声を、よくお聞きします。実際に、その部活であればちょっと払えないから、部活を変わせたとか入るのをやめさせたというような保護者の声もお聞きします。

これらと同じように、事前に進学前の早い時期に、大まかな経費という形で保護者へわかりやすいように、各学校への進学時の経費、そういう一覧とか何かそういうことをやられてみてはどうかと思うんですが、今、そういう取り組みをやられていますか。そうすれば、親も早い段階から子供のために準備ができる、お金を準備するということですね。そういうことができるのではないのでしょうか。

選択肢も広がり、子供たちの将来にとっても可能性が広がるのではないかなと思うんですが、それらについてどうでしょうか、ちょっとお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 特に、小学校について述べさせていただきますが、体験入学というのがございます。そして、その場で保護者等にいろんな説明等をするわけでございますが、そういったときにいろいろな費用については、説明を学校のほうからしていると思います。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 大体、学校でかかるような費用という説明はあるんですが、先ほ

ど私が言ったように、例えば部活内での金額というものの説明は、多分、今まであまりなされていないのではないのかなと思うんですね。ですから、そういったものもなるべくきめ細かい、私はこれを別に支援してくれという話ではないんで、これはもうお金をかけずにできるものではないかなと思うので、こういうことをしてはいかがかなと思うんですが、その辺についてどうでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） できるだけそういった面につきましては、詳細にわたってするのがよりベターだと思います。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ベターだと思いますということで、やりますということではなかったの、何とも言えないんですが、何とかそういうふうになんか少しでも保護者の負担を軽減してあげられるように、子供たちに苦勞をかけないような形をしてやってほしいと思いますので、ちょっとこのまま次の質問に行きます。

卒業生からの制服リユースなどの取り組みについて。

これらいわゆる制服は、3年間という時間が決まった間の必要着であり、必要経費であります。しかし、この3年間だけを負担と感じる保護者も多いかと思えます。子供のためにと親が必死にそろえている現状があるのではないかと、例えば県下では古賀市、こちらが2007年から制服リユースの取り組みというものを始めております。毎年100名前後の卒業生が制服を寄贈し、30名前後の新生が利用しているとお聞きします。

もちろん、町が負担する行為には是非が伴いますが、リサイクル、資源の再利用との観点から検討の余地がないのか、クリーニングをした後でこちらのほうでは持ってきてもらうようになっておりますので、財政負担というものは発生しないのではないかと。これらについて吉富町の教育現場の長である教育長は、どういうふうにお考えでしょうか、見解をお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 卒業生からの制服のリユースということでございますが、小学校については年度末に学校からPTA会長、学校長の連名で通知を出し、不用になった標準服の寄附を募っております。そして、PTAが主体となって毎年、「よしとみ・ワッショイ・春まつり」に参加してバザーを行っております。

また、中学校においては、「保健だより」を通して呼びかけ、不用な制服を寄附してもらい、転入者用に準備しております。わずかでございますが、そういったことを行っております。

議員さんの先ほどの報告にもありましたが、西日本新聞に制服再利用の笑顔のアップ、こうい

った新聞が、これは実は中学校の校長がこれに出ているということで、私のほうに持って来ました。そうしたことで中学校の校長とも話したわけですが、より今までの「保健だより」でやっていた程度だったけれども、もっとPTAに呼びかけてもっとこれを活性化していきたいと、そういったことをお互いに話し合いをしております。

今後できるだけ、そういったリユースについては積極的に行っていくと、そういう方向でございいます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 前向きに取り組んでおられるということで、大変喜ばしいことだと思います。やはり、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校と人口1万人を目指すということであれば、やはり子供というものが大事になってくると思うのです。こういう支援は必須だと思います。町として町長は、このような考えについてどうでしょうか、ちょっとお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 今、議員さんが言われました卒業生からの制服を後輩にとということも、一つの資源を大切にすることだと思いますし、また費用の面でも随分と保護者にとっては役立つのかなって今お話を聞きながらそう思いました。

それから、もう一つ思ったのが、今、吉富中学校の場合、制服がブレザーでしてます。多分、あれはそれなりの費用がかかるんだろうと思います。私自身に振り返ってみますと、私どもは中学校、高校、私の場合は大学も自分で働きながら行きましたので、大学時代5年間行きましたが、ずっと学生服で通しました。学生服は着てみると夏も冬も一年中、披露宴だろうが、お祝いの席だろうが、お悔やみの席だろうが、学生服を着ているとどこでも通じるのですね、そういう意味で昔はよかったなと今お話聞きながら思っておりました。

私の場合、大学を卒業して会社に入る時はまだ背広がありませんでしたので、1週間程度学生服で行きました。会社が余りにも見かねて背広買っていただきまして、そういう面でもよかったかなということがありましたんで、今の皆さんたちにはなかなかそうはいかないんだろうと思いますが、そういうふうになんか少しでも安価な、そして便利のいいものが考えられるなら、そういうことも保護者の皆さん、あるいは学校の先生方、教育委員会で考えていただけることも一つかなって今、率直にお話を聞いて思ったところですが、そういうことです。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、町長も大変こういう取り組みはいいというふうなお聞きしました。確かに財政負担がないという形になると、これはいいねと、財政支援のほうではちょっと厳しいなど、なかなか厳しいお言葉だなと私は今思ったわけですが、やはり子供たちにとっての

制服というものは、今町長が言われたようにいろんな場面で利用できるわけですね、ですからそういういったものを、やはりリユースはもちろんのこと、ある程度の支援というものも今後考えていくべきではないかなと思うわけですが、今ちょっと町長のお考えでは違うようなので、ちょっと若干残念に思いますけどね。

ちょっと、今日は私、すごい時間が余ってしまいましたが、たまにはこういう早く終わりたいと思いますので、以上で私の質問を終わります。

.....

○議長（若山 征洋君） 梅津義信議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 議員席4番、梅津です。

まず、通告に基づいて質問を行っていきたいと思います。安全・安心なまちづくりということで、過日、通告書を送っておりますが、その前に先日3月17日の木曜日、夕方18時10分ごろに山国川河川敷でドクターヘリ緊急離陸着陸場にドクターヘリが飛来、飛んで来て。

ドクターヘリが着陸場を利用して緊急搬送したことを、ちょっと報告したいと思います。

私、その日、私事ではありますが、お彼岸のお墓掃除をしていましたところ、夕方18時ごろ河川敷に久留米のほうから緊急ヘリが、ドクターヘリが飛んで来るということで、私もこのドクターヘリ場ができるときには、これができたのが平成22年9月ですか、記憶に違いがなければこの9月に完成したというふうに私は記憶しているんですけども、賛成討論をしたところから非常に感慨深くこのヘリの到着を見守りました。

当時、私が賛成討論したときには、高度医療の活用といたしまして、この辺の周辺から久留米に飛んで行くんだというふうに理解していたんですけども、今回の場合は、久留米から飛んで来たヘリコプターが着陸して救急車が待っていて中津の病院のほうへ搬送したという事例でございました。

このことを見て、改めて備えあれば憂いなしということと、吉富町がこの医療行政に広域医療について貢献したということに非常にうれしく思ったところです。安心・安全なまちづくりということで、全く関係はなきにしもあらずということで冒頭、こういうことをこの場で発言させていただきました。備えあれば憂いなし。

そういう形で質問に移りたいと思います。

2015年の9月、関東東北豪雨による河川氾濫、堤防が決壊し常総市が湖のようになっているニュース映像をテレビで見ました。吉富町においても、直近では2011年7月の豪雨により、堤防下1メートル近くまで水かさが増えました。

また、昭和19年9月には、昭和19年の9月ということは、ことし満72歳になられる方が生まれた年なので、年を偽ってない限り、ここにいらっしゃる方はそのときは生まれてないし、

私がそのときの水害を聞いたのは、大正、明治の方から私が幼少のころ——幼いころ小学生のぐらいのとき、よく昔はねと、私が住んでいるところは幸子1番地1丁目ですけども、幸子のあの辺も浸水したんだよということを、子供のころの先輩の思いで話、まあ大変だったんだよということを聞かされて育ってきました。それで、今言いましたようにその常総市の湖になった光景が、昭和の19年のときは、何と言うか水があふれてくればはけるとこもあったでしょうし、しかし今、旧10号線が今完備されたおかげで、おかげというか、そのためにもし堤防が決壊した場合は、恐らく憩いのやかたからこちら側の地区は、湖のようになってはけるところを知らないんじゃないかちゅう、はけることが難しくなって大変な事態になる、まさに常総市のこの中にそのニュース映像を見た方がいらっしゃるかどうかわかんないですけども、ボートでこいでいました。あのことが決して人ごとじゃないなというふうに私は思い、危惧し、次の質問を行います。

①番です。豪雨、満潮、ダムの放流が重なった場合に危険な状態になりやすいと思いますが、行政のほうのお考えはいかがでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） はい、お答えをします。

大雨時の山国川の堤防の決壊、越水による被害想定に関する御質問ですが、現在、被害想定と今後の動きについて順を追って御説明いたします。

まず、現在の被害想定では、越水の被害想定はございません。通常、大雨による洪水被害の想定を行う際、気象条件としては50年に一度の大雨が降ったと想定して被害をシミュレーションしますが、国土交通省による山国川の洪水被害のシミュレーション結果からは、50年に一度の大雨では越水することはないとされております。これは、仮に100年に一度の大雨でシミュレーションを行っても同様なことと思われまます。

しかし、先般の常総市のように越水のみならず水が堤防にしみ込み、堤防を壊す浸透との複合的な要因でも堤防決壊の原因があることから、現在、山国川流域においても、このような原因による堤防決壊時の浸水想定を今現在行っているところであり、本年7月にその結果が発表されることになっております。

吉富町においても、そのシミュレーション結果を周知、啓発するとともに、防災、避難訓練時等にシミュレーション結果に即した訓練等を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 本年7月に結果が出ると、ちょっと先走ってしまったかなと思うんですけども、去年の常総市がありましたので、今回質問に言いましたけれども、改めて9月に質問すればよかったかなというふうに今、率直に思うところではありますが、まあ質問事項に沿っ

て言います。

ダムの2番目です。ダムの放流は調整できると思います。先ほど言いましたように、重なる複合的な要因で危険な状態が私は起こるといふふうに考えます。そのような気象条件におけるダムの放流について、町から要望等ダム管理者に行ったことがありますか、また、なければ所見をお願いしたいと思います。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） はい、お答えします。

梅津議員さんおっしゃるように、ダムの放流は山国川河川事務所で調整することができます。大雨の時はダムの放流量を調整し、流域河川の水位等を調整する仕組みになっているようでございます。

定期的に山国川流域の関係機関、山国川河川事務所、中津市、上毛町、吉富町による防災会議を行っております。その会議の中でダムの構造に関する説明や協議がございます。そのような機会を捉えて、くれぐれも下流の洪水につながらないように調整をしてほしいというお願いを常々しているところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 満潮時にやられてしまうと、それはもう自然災害というよりも、人災と言っても私は過言ではないといふふうに考えます。よろしく願いいたします。

3番目です。昨今の集中豪雨は予想をはるかに超えた水量をもたらします。堤防の点検、補強等の要望を管理者に行ったことはありますか、また、なければ所見をお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） はい、お答えします。

堤防の大規模改修をするのが、非常に手っ取り早いとは思うのですが、堤防の補強等を行うには、膨大なお金がかかるため堤防の点検結果をもとに優先順位をつけて緊急性の高い箇所から、山国川については国が、佐井川については県が補強工事を行っております。このように、ハード面の整備はお金も時間も必要になってまいります。

吉富町といたしましては、防災パンフレットやハザードマップを活用した防災避難訓練や防災講演会、広報での注意喚起を行うといった、主にソフト面での取り組みを行っており、今後も要望は続けていきますが、並行してソフト面での取り組みも継続して充実させたいといふふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（４番 梅津 義信君） ハードの面ではお金がかかるということで、ソフトによる啓蒙活動を一生懸命されるということ、まあ両方大事だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、まち・ひと・しごと創生総合戦略についてお伺ひいたします。

この基本理念の第２条の中に、結婚、出産は個人の決定に基づくことであることを基本にしつつ、結婚、出産、育児について希望を持てる社会が形成されるよう環境整備しますというふうになつておられます。

また、この創生本部は内閣総理大臣を本部長といたしまして、市町村に総合戦略ですか、努力義務があるということで、町のほうも会議をつくって今進められているところと思うのですが、そういう中で今回上げた中では、結婚や住宅に対する資金対応・補助、それから出会いの場の提供、結婚したほうが有利となるような税制、また若者の結婚を推奨するような啓蒙活動、こういうことが考えられるんですけども、そういうことを踏まえまして、まず、若者の婚活支援——結婚支援ですね、このことについて問うていきたいと思ひます。

①過去３年間の吉富町住民の婚姻受理数はどのようになっていますか。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） はい、お答えいたします。

若者の婚活支援についてということで、過去３年間の吉富町の住民の婚姻受理数についての御質問なんですが、この婚姻届というのは、全国の自治体に提出をすることができまして、町民の婚姻受理数は、本町の住民課の資料だけでは正確には把握することができません。そのため、福岡県保健医療介護総務課が発行しております保健統計年報ですね、これの婚姻件数について御報告させていただきます。

この数字の根拠は、婚姻の届け出時に夫が吉富町の住民であるという場合の件数を集計したものでございます。

それによりますと、平成２４年４０件、２５年４１件、２６年２７件となっているようでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（４番 梅津 義信君） 婚姻数については大きな、まあ３年で聞いたんでちょっとあれだったと思うんですけども、まあそんなもんですね。それで、通告にありますように、それで納得はしてません。ふやさなければいけません。それで、このことについて執行部の取り組みと決意を確認したいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） はい、お答えいたします。

このことによります取り組みと決意についてなんでございますが、本年度中に策定をいたします吉富町まち・ひと・しごと創生の総合戦略ですね、これの中の各種の施策を実施することにより、住よい環境づくり、それから子育てしやすいまちづくり等推進していきたいと思っております。

そして、結婚への後押しをということで、婚活後の話になるんですが、吉富町で新婚生活のスタートを切る際の支援等行いまして、本町の婚姻件数、これの増加を目指してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） その具体的なやつはまだないけども、吉富町で新婚生活を営む上で、何らかの支援を行っていききたいということでもいいでしょうか、財政支援を含めた意味で。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） はい、お答えいたします。

具体的に婚活の内容については、この総合戦略の中で具体的なメニューはございません。ただ、その婚活が終わりまして結婚生活をとということになったときに、この吉富町でいろいろ住宅の新婚家賃の補助とか、そういったのを含めまして、いろいろ検討していきたいということでのそういったメニューは総合戦略の中で今、立ち上げようとしているところでございます。

それにつきましては、立ちあがったものにつきまして、国の審査に通れば、そういった交付金が充てられるようになるかと思っておりますので、財政的な措置はできるものと思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） ぜひですね、かつて英語事業がそうであったように、英語、初め補助でやってよいということで一般財源で今続けていると私理解しているんですけども、このこともぜひ総合戦略の中で補助がもらえるようなやつを上げていただきたいと思えます。

もしそれで認められなければ、もう単費でもやってほしいなど、そのことが、そのことがこの吉富町の若者をふやす一つの方策になる、また4月に小学校の入学式に行くんですけど、行くたびに生徒数が減ってるんで非常に、悲しい、悲しい思いをしているところです。

企画課長、もう一つ、私が調べた中では出会い応援団体募集登録というのが福岡県の新たな世代応援事業でございます。これも県のほうが登録募集、営利団体とは別にやっています。かつて私、この場で世話やきおじさんというのを宣言してやるぞというふうに声を上げたんですけども、なかなか難しゅうございまして進展しておりません。しかし、この気持ちは非常にありまして、ま

た私がそのことを宣言した後ですね、当時はこの場で言ったときに同僚議員の方、非常に失笑を買ったんですけども、そのあと結構この種のやつは各自治体で育成事業もやってるようです。狭い町なんで、それをつくるほどのことあるのかどうなのかわらないのですが、先ほどの私言いました中で、若者の結婚を推奨するような啓蒙活動にもつながるとあると思うんで、ぜひ考慮していただき、そういうふうな私がかつて世話やきおじさんというのは、余り言葉じゃあれなんですけども、そういうような団体をつくろうではないかというような気運もこれにあわせて考えていただければと思います。御意見、御所感をお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 今、議員さんから貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。これから十分に参考とさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 非常な熱い気持ちで取り組みの決意をいただいたというふうに理解をしています。

この創生を通じて吉富町の若者が、赤ちゃんが、済みませんでした赤ちゃんは次で伺いました。結ばれるカップルがふえることを希望し、次の質問に移りたいと思います。

子育て支援でございます。この子育て支援には出産、育児もひと・まちづくり創生の中に含まれているということで、まち・ひと・しごとの中の事業の出産、育児に関連するもので、私は今回、質問を上げています。

①番です。過去3年間の吉富町住民の出生受理数はどのようになっていますか。また、関連で出生率がわかれば、もうわからなければ結構です。出生率もわかれば、3年間わからなければ結構なんで、どこかでわかれば出生率もお願いしたいと思います。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） はい、お答えいたします。

子育て支援に関しての分ですが、過去3年の吉富町住民の出生受理数に御質問ということでしたので、出生率につきましてのデータ等は持ってございません。ということで、出生受理数についての回答とさせていただきます。

この出生届も、婚姻届も全国の自治体に提出をすることができますので、先ほど述べました同じく福岡県保健医療介護総務課が発行しております保健統計年報ですね、これに書かれています出生件数について御報告させていただきます。

それによりますと、平成24年67件、25年55件、26年68件でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 先ほど言ったんですけど、出生率のほうがもし単年、どっかでもいいから直近のどっかでわかることがあれば、関連でお願いします。

○議長（若山 征洋君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） 出生率につきましてお答えいたします。

平成22年度が2.0、平成23年度が1.98、平成24度が1.70、平成25年度が1.43となっております。

以上です。

○議員（4番 梅津 義信君） 一番最後は。

○議長（若山 征洋君） 一番最後は1.43。梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 今の統計推移を聞いたときに、出生者数はそれほど、私たちのころに比べたら半分ぐらいになってるんですけども、出生率がちょっと、一緒か、一人数が減ったのかなと思ったんですけど、これからこのことを見たときに、どちら、いずれにしても少し出生数が、この3年単位ではちょっと私が通告でした3年単位ではちょっと余り判断にはならなかったと思うんですけども、吉富町の場合は国が出生率は1.8にしましょうと、それすれば、まあ目標上げてるといふうに捉えていますので、最後が1.43ということは、やっぱしこれは出生率が減っていったということは吉富でも間違いないことだといふうに認識しています。

そのことを踏まえ、執行部の取り組みと決意を確認したいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） それでは、このことによります取り組みと決意につきましてですが、先ほどと同じように総合戦略の各種の施策の実施によりまして、住みよい環境づくり、それから子育てしやすいまちづくり等ということで、我々が考えているのは、日本一子育てがしやすいまちづくりというようなことをうたい文句にしようとしています。それだけの力を入れて推進をいたしたいと思っています。

また、本町では子供たちを町の宝と位置づけまして、子供が社会人として自立するまでの子育てを結婚、妊娠、出産、育児、教育のそれぞれのタイミングにおきまして、総合的に支援をいたしまして子育ての不安や負担の軽減等を図ることで、本町の出生率の出生数、数といいますか、の増加を目指してまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。これ最後ですよ。

○議員（4番 梅津 義信君） まさに子供は国の宝、地域の宝、町の宝、子供が未来につなげて

いく子供があつてこそ私たちの営みではないかと思ひます。どうか、その決意を實のなるものとし、この吉富町の子供たちが明るくすくすくと育ち、数がふえ、私たちの未来を託す世代の増加が図れることを心から希望し、また、あわせてこの、まち・ひと・しごと創生の冒頭に言いましたように、結婚、住宅に対する資金対応・補助、出会いの場の提供、結婚したほうが有利となるような税制、若者の結婚を推奨するような啓蒙・啓発活動、このようなことを創生の中で広く論議していただき、国に認めてもらえるものは国の事業として取り入れてもらひ、そうでなくても、ヘリポート、私は冒頭賛美しましたがけれど、あのようなすばらしいものを今から6年近く前に、まだ今富町政、緊縮財政見直しのときに既にやられてたということに敬意を払うとともに、今子育て支援に対しても、先の議会報告会では、古老の先輩たちからもその面について力を入れよと、子供たちの応援事業やってくれないかという話も承っております。このことを申し上げて、私の一般質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

.....

○議長（若山 征洋君） 岸本議員、わるいけど暫時休憩をしたいと思ひます。再開は14時35分とします。

午後2時25分休憩

.....

午後2時35分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き再開いたします。

岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 8番、岸本です。今回は、大きく3点にわたって質問をいたします。

まず1点目、町内の急傾斜地崩壊危険区域に対して、現在どのような対策をしているか。また、今後改善する方向での政策を持っているかということについてお尋ねいたします。

この問題については、昨年6月議会で取り上げ、答弁をいただきました。そのときの印象では、抜本的な対策よりも危険性を周知すること、避難体制をより充実されるということに重きが置かれているといった印象を受けました。

防災計画によりますと、対策工事を県に要請し、その推進に協力すると記述されておりますが、6月議会以降の取り組みの進展、あるいは今後の方向性についての御報告をお願いしたいと思います。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

まず、町内の急傾斜地崩壊危険区域に対して、現在どのような対策をしているかという御質問

に対してお答えいたします。

まず、急傾斜地崩壊危険区域についてですが、これは県が指定するものでございます。町内には2カ所ございます。一つが、天仲寺公園内の事比羅、もう一つが、同じく天仲寺公園内の御山の2カ所となっております。

県は、国の補助を活用して急傾斜地の工事を行う際に、当該個所を急傾斜地崩壊危険区域として指定する必要があり、町内の2カ所についても、改修工事を行った昭和50年代に急傾斜地崩壊危険区域として指定しております。

このように、急傾斜地に対するハード面の整備は県が主になって行っております。本町におきましては、独自でハード面の整備を行うには膨大な費用がかかるため、なかなか難しいものがありますので、これまで防災パンフレットやハザードマップ、広報やホームページによる危険個所の周知や防災避難訓練等による避難体制を確立するというように、ソフト面での対策に力を入れてまいりました。

そのほか既存の防災行政無線や携帯電話を利用した災害情報及び避難情報の伝達機能もあわせて活用してまいっております。また、平成23年度に全自治会で設立された自主防災組織に協力していただき、各地で安全かつ迅速に避難ができる体制を確立すべく、研修会や講習会、防災避難訓練等への参加を通じて、避難に関する知識やスキルの醸成を図っているところでございます。

6月以降もこういった状況で活動しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 対策工事を県に要請し、その推進に協力するというふうに計画ではなっているんですけども、その点についてはどうかということと、あと私ちょっと勉強不足で、この危険区域と危険個所とちょっと混同していて、一番聞きたかったのは、幸子の神揚にある崖というか急傾斜地があつて、その上に民家が何軒かあります。そこが、このところ雨とか降ったときに地盤がゆるんだり、あるいは木が揺れて根元がゆれたり危険じゃないかというのをずっと思っていて、そこに対する何か対策ができないかなということを思ってたんです。

一定の条件を満たす区域に対しては、個人所有であっても県が工事をし、国が2分の1を補助するというふうになっているんですけども、ここはそれには入らないのかどうか。この2点お聞きします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 今、岸本議員がおっしゃられた箇所は、平成25年度に福岡県が土砂災害警戒区域、土砂災害特別計画区域という2つのイエローゾーン、レッドゾーンに指定しております。

先ほど申し上げましたように、改修工事をするためには、急傾斜地崩壊危険区域ということに指定しなければなりませんので、今そこは指定されておられません。その場所をそれに指定すれば、県が2分の1、国が2分の1の工事を行うことができます。

ただ、指定はあくまでも県がしますので、こちらからは、さっきありましたように要請をしていくという形になろうかと思えます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） その辺の事情はよくわかりました。

それから、先ほどの報告の中での一番目の報告です。周知とそれから避難体制の充実、訓練とか、近年とても充実されているなという印象は持っております。

で、今の幸子の神揚の地区なんですけれども、町としてはこの地域、神揚のその地域に対して、危険度をどのように認識しておられるか。そして、要請といたしても、具体的にどういうふうにしていかれるつもりなのか。その辺お願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 先ほど申し上げましたように、平成25年に土砂災害警戒区域、特別警戒区域というのが指定されております。町内で6カ所ですけども、これについてはまさに危険箇所だというふうに認識しております。

今のところ、先ほど申し上げましたが、町でハードを整備するというのはなかなか難しいので、ソフトで対応をしているところなんですけども、県のほうも、これに指定した以上は危険だから指定しておりますので、十分認識していると思えます。

それを今後、町としてどういうふうに対策をとっていくかということですが、それは県のほうと情報交換しながら対応をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。もう①は3回ですから。

○議員（8番 岸本加代子君） その急傾斜地崩壊危険区域に指定されれば、先ほど言った補助事業の対象になるということだと思うんです。私は、その危険区域に指定されるにはどうすればいいのかということにはわかりません。それで、町としても専門家でいらっしゃいますので、ぜひこの補助事業の対象になるように、あるいはならないにしても、個人の土地ですので財政的には大変困難かと思えますので、行政の力も借りてこの危険な区域が少しでもいい方向に行くように努力していただきたいというふうに思えます。それを申し上げて、次に移ります。

次は、子育て支援についてです。

先ほども、午前中も貧困率のことが問題になっていましたけれども、吉富町の子供たちの貧困

の状態についてお尋ねいたします。

一般的に貧困率とは、所得が平均値の半分に満たない状態にある人が、全人口に占める割合を言うものだと認識しております。この数式で考えますと、吉富町の子供の貧困率は、どのような値になるでしょうか。お願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

子供の貧困率は、世帯の手取りの金額を集計した上で算定されるものであり、福岡県の貧困率も就学援助や奨学金から推計したものでございます。吉富町では、手取り金額の調査を実施していないため、貧困率は算出することはできかねます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） では、いわゆる貧困率とは違うかもしれませんが、それを考える上で参考になる値だと思うんです。先ほどどなたか執行部の方も言われていたと思うんですけど、準要保護と保護を吉富町において受けている子供たちが、吉富町の子供たちの何%になるかっていうのはいかがでしょうか。そして、それが福岡県全体と比較して、どのような位置に一致しているか、わかれば教えてください。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） お答えします。

小学校の関係なんですが、全体が366名子供たちいます。その中で、要保護が7名、準要保護が34名おられます。率としまして、12.56%を占めております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） この値が福岡県全体の中でどのくらいに位置しているかというのは、わかりませんよね。わかったら教えてください。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） 新聞で、県内の小中学校で22.6%となって、全国平均で15.4%を上回っているという情報は、新聞では把握しておりますが、実際には、どれだけ占めるとかはちょっと把握しておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） わかりました。

この12.56%という子供たちの貧困の状況です。これを踏まえて、2番目の学童保育の保

育料の減免についてお尋ねしたいと思います。

平成28年度の予算案には、1年生から3年生、80名、4年生から6年生、40名、計120名の子供たちの保育料792万円が計上されています。28年度から、6年生までに対象が拡大されております。当然、兄弟2人、あるいは3人が入所することが考えられるんですけども、この2人あるいは3人が入所する予定の世帯は、幾つぐらいあるでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 今のところ、クラス分け等を作業している状態でございます、2人兄弟が何世帯とかはまだわかっておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 多分、2人あるいは3人という世帯もあるかと思えます。

実は、3人入所させる予定だという世帯のお母さんから相談を受けました。3人だと、1人5,500円ですかね。そうすると1万6,500円。結構な支出になるんですと。そちらは母子家庭何ですけれども、とても困りますみたいな話をされておりました。

乳幼児の保育料については、第二子についても第三子についても、減免がなされております。保育料としてその本質は同じであり、この学童保育の保育料についても、減免制度をつくって適用するべきではないかと思うんですけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

放課後児童クラブの保護者の方には、月額5,500円の御負担を願っております。負担額は、1日当たりに直しますと220円、1カ月約25日と計算しております、内訳につきましては、おやつ代として1日当たり100円程度のを準備させていただいております。つまり1日当たり120円が保育料となっております。時間は、学校登校日は2時間ないし3時間、土曜日、長期の休暇中は約10時間ほどの保育となっております。

負担額として、近隣自治体と比較させていただきましても、最も最低なものとなっております。減免につきましては、この事業を運営していくためには、ある程度の負担額をお願いしたいと思っております。減免については、現段階では考えておりません。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 現段階では考えていないということなんですけれども、子育て支援、先ほど子供は町の宝というふうな言葉が出ました。子供が町の宝であるならば、本当に宝物として扱うような施策が町に求められると思います。

月額5,500円、1日にして120円ですか、そこだけ考えれば大したことがないというふうに思われるかもしれませんが、現に3人の子供をそこに預けようと、そして働こうとしているお母さんからは、とても大変だという声が出ております。ぜひ考えてもらいたいと思いますし、先ほど私が入所する予定の中で2人ないし3人っていうふうなことをお聞きしたんですけれども、ちょっと答弁いただけませんでした。答弁がいただければ、例えば2人目の子供は半額にして、3番目の子供を無料にしたときに、じゃ幾らの経費が町負担としてかかるかということも計算できたんですけれども、いずれにしても、そんなに大きなお金ではないかと思います。町として、吉富町の財政から見て、それが不可能な額とは到底思いません。

本当にまち・ひと・しごと創生戦略の中の人口の動向の計画の値によれば、これから1年間に200人ふやしていくというようなことをお聞きしました。それならば、それらしい施策を充実させていかなければ、到底ふえないと思います。

ですから、この問題はぜひ今後、早急に考えていただきたい。保育料にはそういう減免をしているんですから、これも保育料にはかわりありません。考えていただきたいと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

平成28年度、放課後児童クラブに対する歳出として、2,176万3,000円を計上させていただいております。国県補助金、その金額は913万円、約42%が国県からの支出金でございまして、その後、保育料792万円、約36%が保護者からの保育料になっておりまして、残りの471万3,000円、22%が町からの一般財源となっております。

先ほど議員さんの質問の中で、減免を設ければそれに越したことはないと思うんですが、町からの一般財源の持ち出しがそのくらいふえると思います。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。もう3回いきましたよ。

○議員（8番 岸本加代子君） はい。

これ乳幼児の保育料の話なんですけれども、日本の場合は40数%ぐらいが、たしか保育料で賄われていると思います。先進ヨーロッパ諸国では、これがたしか20%以下だというふうに聞いております。

先ほど36%という話でした。やはりこれはほんとに子供を宝と思い、人口をふやそうと思うのならば、財源的にできないことではないことなので、ぜひ前向きに検討をしていただきたいと思います。

では、3番目の給食費の補助についてお尋ねしたいと思います。

新聞報道によりますと、政府はさる3月11日に経済財政諮問会議を開き、名目国内総生産を600兆円にふやす目標の実現に向けた取り組みを議論したとのことです。その席上、民間議員が、子育て支援の柱として学校給食費の無料化を提言し、家計で使える所得の拡大や女性の出産就労支援を通じて、経済の好循環を生み出すよう求めたと報じられております。

給食費の無料化は、子育て支援による定住促進だけではなく、経済の活性化策として、政府の諮問機関で議論されたということは、重要だと思います。少子高齢化、人口減少という日本経済が抱えている問題を見据え、経済の好循環の一つの方策として、給食費の無料化が提言されたことにどのような御感想をお持ちでしょうか。まずお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 給食費の補助につきましては質問が、過去の議会でも何度もお答えしたとおりでございます。繰り返しの答弁になりますが、この補助につきましては、恒久的に給食費を補助するということになりますので、町の財政にとって、将来にわたって大きな負担となります。ということから、現状でのやっぱり実施は考えておりません。というのが回答でございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 私が聞いたのは、今私が述べました国の諮問会議の中で、経済の好循環にも学校給食費の無料化が貢献すると、そういった議論がなされていると。単なる子育て支援による定住化促進を私ずっと思ってたんですけども、それだけではなくて、日本経済を好循環していくような役割すらも果すのだというようなことが議論されたということ。これ、国の諮問機関ですよ。

私が読んだ新聞記事では、それに対して異論がなされたとはなかったですね。こういうことがなされている、こういう考え方が示されたということについて、執行部はどのようにお考えなのかということ、御感想でいいです。お聞きしたいんです。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） そういったいろんな議論はあろうかと思いますが、給食費についての法的な解釈とか、そういったものも従前述べたとおりでございますので、私といたしましては、法に基づいた解釈で、先ほど申したように、子育てっていうものはいろいろありますが、本町においても、学習支援等の子育てもやっておりますし、経済的な面の補助もやっておりますので、この給食費については、もう3回目の質問になろうかと思いますが、従前として同じような回答でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 3回目ではありません。4回目です。もうずっとやろうと思っております。

今までの教育長の答弁は、たしか給食費の無料化あるいは補助をするということは、悪いことではないと。確かにいろんな意味で効果のあるものだ。ただし、町の経済状態が許さないのだということだったと思います。そういうふうに私は認識しております。

今、全国でもう本当にどんどんふえてますよ、給食に対する補助をやっているところが。近隣とは言えないかもしれませんが、宮崎県の小林市が補助制度を提案しているということを聞いています。それから、先日新聞に報道されておりました佐賀県の太良町っていうんですか、そこでは小中学校に1年間無料を実施したそうです。今からどういうふうにそれを評価するかということが検討されるかと思うんですけども、私たちのすぐ近くでは、上毛町が一部補助をやっております。

何回も言いますが、子供たちが宝ならば、宝として扱っていただきたいと私は思います。宝を生みだすお母さんたちに対しても、今回もマタニティボックスとかいろんなことを町は計画しているらしいです。本当に宝ならば宝として扱うべきですし、企画財政課長は何度も吉富町は健全財政だとおっしゃっています。それならば、そんなに町の財政からして、町の財政を悪くするようなそんな大きなお金じゃないはずですよ。

これは、でないとおくれますよ吉富町は、出遅れますよ。やっぱりこういったいいことは、先進を走っていただきたい。吉富町って、今までそんなところがあったでしょう。3番目の子供たちの保育料の無料化、それから中学校までの医療費の無料化。いいこといっぱいしてきたじゃないですか、一番先頭を走って。今度の問題でも、ぜひ先頭を走っていただき。

もう一度、今私が言った、そういった他の自治体との関係、あるいは財政の問題含めて答弁をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 2つの面からお答えします。

まず経済的な面ですが、これも前回のときもお話したと思いますが、確かに議員さんの言われるように、全国でやっている団体、私のほうも調べております。ただ、そこはそこなりの事情のもとでやっていることでありまして、それがそのまま吉富町に当てはまると、そういうことではとても考えておりません。

全額補助した場合、やはり1,600万円です。それから、2分の1補助した場合、半分ですから800万円でございます。3分の1補助した場合、500万円です。これをやっぱり1年、2年やったからやめよう。そういうことは、絶対できないと思います。ですから、恒久的にやるっていうことを考えた場合に、先ほどから申し上げているように、経済的に非常な負担が生じ

るということでございます。

それから、もう一点は、子供は宝。確かに私も前案の回答の中で、ある議員の回答の中で述べたわけですが、そういったことで、子育て支援ということで先ほどから申し上げておりますが、学習支援員の1名とか、支援員の補助とか、発達相談員の専門医にかかる発達専門員の雇用とか、そういった必要に応じた子育てに係る支援は行っている。まさに宝を育てるということをやっているわけでございます。

ですから、先ほど申し上げたように、また繰り返しになりますが、現時点ではやはり導入については考えておりません。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 3回目なので反論したいと思います。

財政の問題です。全額補助で1,600万円。3分の1で500万円と言われましたか。これも前申し上げたんですけども、吉富町は、中学校卒業までの医療費を基本的に無料にしています。ことしの多分10月からだったかと思うんですけども、県が小学校を卒業までの分を2分の1ですか、ちょっと記憶にないんですけども、たしか補助をするはずですよ。今までそこに付けていたお金が浮くわけですよ。今までそこに付けていた分は、もう県からもらうので、そのお金が浮くわけですよ。たしか、それが500万円じゃなかったかなと思うんですよ。ちょっと済みません。はっきりした額を覚えていません。

そうしたら、それをそのまま充てるだけで、3分の1補助できるじゃないですか。もうお金がないちゅうことは、絶対いいわけになりません。このことを言って、次の質問に移ります。

最後の質問は、自然災害における水道料金の減免についてです。

ことしは、寒い日が続きました。寒波が到来し、水道管の破裂による漏水が発生しました。近隣自治体では、この漏水部分に関して、料金を免除するという措置をとっています。

例えば豊前市では、過去3カ月の平均値よりも上回るものについては、水道管を修理したという証明と同時に提出して申請すれば、その分については減免するというふうに聞いております。

しかし、本町では、吉富町水道事業給水条例施行規程第23条でうたっている減免規定の③、不可抗力による漏水に起因する料金には当たらないと判断。近隣自治体とは違って、基本的に減免しないとのことですよ。そこでお尋ねいたします。

以前は、同様のケースで減免が行われております。行政には継続性が求められます。変更には理由が必要なはずですよ。まず、その理由を示してください。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（赤尾 肇一君） 今回の寒波につきましては、全国的に甚大な被害をもたらしま

したが、幸いに、本町は住民の事前対応のおかげで、断水をすることもなく最小限の被害で済みました。まず、我々が取り組んだことについて御報告をさせていただきます。

我々が初めに行ったことは、配水池の水位が下がった原因についての把握でございます。想定されることは、公共の給水管からの漏水でございます。一昨年11月の土屋地区での漏水の例もありますので、降雪の翌日には調査会社に依頼し調査を実施し、公共給水管の漏水ではないことを確認いたしました。

次に、各家庭の漏水状況の調査でございます。役場ができる範囲で、空家や長期不在のところを含め、1戸ずつ調査を行いました。また、2月に、旧国道10号から山側で、通常の2カ月分の検針を実施し、今年3月は、旧国道10号から海側の検針を実施いたしますので、漏水の全体像がわかるかと思えます。

次に、減免制度の適用についてでございます。吉富町水道事業給水条例で、町長は公益上その他特別の理由があると認めるときは、その条例によって納付しなければならない料金、手数料、その他の費用を軽減、または減免することができると定められております。

過去の例から申し上げますと、他の公共工事が原因で漏水を誘引した場合や、地中管配管で通常の維持管理では防ぎようがなかった場合などでございます。今回の宅内配水管が露出したままにより漏水した場合は、通常時にいつでも寒波対応ができるものであり、減免要件の不可抗力によるものには該当しないものと判断いたしました。

ただし、目が御不自由な方で気付かずに宅内で漏水が発生したという事例等がございます。その方々につきましては、地域包括支援センターなどの福祉部局と連携して、料金の減免申請を行っていただくことを検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） どうしてそれが減免の対象にならなかったかというところの言葉が、ちょっと聞き取れなかったんですけど、以前は、私の知人もそうなんですけど、やっぱり寒波で破れて減免してもらったという人がいらっしゃいますよ、普通の水道管というか。

で、今回なぜそれがだめなのか。しかも近隣は、私、上毛町は調べてませんけれども、中津もこっちから荻田から全部減免しますということで周知がなされているんですけども、なぜ吉富町だけがこうなのかっていうのも、ほんと不思議に思えます。それで、なぜそれが不可抗力によるものとして認められないのかっていうことが、もう一回、聞き取れなかったのでお願いします。

それで、もう一つは、先ほど目の不自由な方とおっしゃいましたね。私、いろんなケース言いますので、決して減免を認めないことを認めているわけじゃないんですよ、全体的に。けれども、

全協の場でも課長は、身障者に対しては認めるっていうことでしたので、じゃこういう場合はどうなのかっていうことでお聞きします。

まず、高齢者の方はどうなんでしょうか。動けないですよ、高齢者の方。それから目の見えない方もありました。それから、じゃ耳の聞こえない方。防災無線で言っても聞こえませんか。それから対策してた、要するに水道管を巻いてたけれども、それが不自由分だったんでしょ。巻いてたけれども、漏水したという方もいらっしゃいます。それから、家をあけてた。長期不在にしていた方。そういう方もいらっしゃるかもしれません。そういう方はどうなのかっていうのが、これ2つめです。

済みません。もう3回しか言えないので。もう一つは、生活保護の方がいらっしゃいますね。生活保護の方は、通常の生活に利用した水道料金はもちろん自力で払うべきです。たしか最初のときの何かは、分担金ですか、負担金ですか、水道をつけるときの。そのときは、たしか免除だったと思うんですけども、じゃ今回のように漏水した場合ですよ。それに対しては、自分が使った分じゃないんだから、やっぱり減免するべきじゃないかと思うんです。

多々あるわけですが、こういうことが。そういったことに対してはどうなのかということについてお願いします。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（赤尾 肇一君） まず初めに、過去の減免を適用したことについてでございます。

まず一番最初の過去の減免につきましては、約10年前、平成19年からちょっとさかのぼりまして調べました。平成19年から、水道料金漏水減免申請の提出に基づきまして、漏水原因を確認したところで、1回限り水道料金の減免措置をしましてまいりました。さらに平成22年から、不可抗力による漏水に起因する場合のみとして、露出配管の漏水は減免の対象外としまして、現在に至っているところでございます。

次に、高齢者、目の御不自由な方、耳の御不自由な方等につきましては、今我々が把握しているところでは、先ほど申しましたとおり1件でございますが、当然そういった方がおられましたら、当然申請に基づきまして実情を確認をさせていただきまして、対応を検討したいと思っております。

次に、対策をしていたが漏水をされた方。このことにつきましては、あくまでもこの露出したところに関しましては、自己管理責任において維持管理を行うものであって、今回の寒波による漏水につきましては、不可抗力による漏水に起因するということで、自己管理におきまして管理をしていただくように判断をしているところでございます。

そして、不在の方につきましても、当然ながら居住をされている方と同じように、自己管理責任において維持管理を行ってもらうものということで、同様の判断をするところでございます。

最後でございますが、不可抗力によることについてはどういったことかという御質問だったと

思うんですが、過去の減免の例から申し上げますと、他の公共工事が原因で漏水を誘引した場合、もしくは地中配管している給水管でございますが、そういったことにつきましては、住民の方々が通常の維持管理で判断ができるものではないということで、そういった通常の維持管理で防ぎようがなかった場合は、不可抗力によるという理由で減免の対象にしているところでございまして、今回は、冒頭から申しますとおり、露出管に関しましては、不可抗力によるものではないということで判断しているところでございます。

以上であります。

○議員（8番 岸本加代子君） 生活保護の方。

○上下水道課長（赤尾 肇一君） 生活保護の方につきましては、条例の中では定まっておりますが、具体的な対応につきましては、今現在ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、また後で御報告をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 最後なので、幾つかします。

露出配管が破れた場合については、不可抗力とは認めないということでしたよね。なぜそうなのかっていうこと。じゃ、この減免規定の中の露出配管については認めないということが、町民に一体周知されているのかどうか。周知されているっていうふうに思いでしょうか。どのように周知されているのでしょうか。そのことは、これ2つ目です。

3番目は、下水道料金との関係ですけれども、下水道料金は、水道使用料プラス井戸の使用料によって決められます。今回のような漏水によるものは、大部分が地下に吸収されると思うんです。そうすると、下水道によって処理されるものではありません。ならば、そのままにしておけば、その漏水した分も含めて下水道料金にはね上げるわけですね、自動的に。

これちょっと私、ずっと条例読んでたら、下水道条例の第22条第2項（3）にそれらしきものがあつたんです。使用する水の量が公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なる使用者は、こういった場合ですね、下水道には行かない。水は使ったんだけど、それは地面に吸収されて、例えば庭の散布とか農業の種まきのときのそういったことじゃないかなと思うんですけれども、今回も下水道のお世話になっていない水道の水なんです。これに該当するのでしょうか。該当するのならば、それをどのように周知されますか。

それともう一つ、私が水道課に問い合わせをしたときは、私今始めて知ったんですよ、露出配管は該当しないということは。私が問い合わせをしたときに言われてたのは、防災行政無線とそれから広報と一般的なマスコミの報道によって寒波が押し寄せて、水道管が破裂するおそれがあるから注意しなさいよと。ちゃんと対策をとっていなさいよということで、周知がなされてい

るにもかかわらずそれをしなかった、あるいは不自由分であったがために、破れて漏水したんだから、それは自己責任だっていうふうに、私は理解してたんですけども。そういうふうに、この3つのことがあるからっていうふうに私は聞いたんですけど、この点は全く違うんでしょうか。

今、4つ言いましたけど、お願いします。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（赤尾 肇一君） まず1番目の露出配管について、どのように周知されているのかというところでございます。

今回12月の広報にも水道管への冬仕度ということで、お知らせを行っておりますし、テレビ等、マスコミ等で今回の大寒波が来るということで、対応策についても十分お知らせ等は行っているというふうに考えております。

○議員（8番 岸本加代子君） 対象外ということをおっしゃいますか。減免の対象にはならないんだっていうことを。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員、挙手をして言ってください。

○議員（8番 岸本加代子君） 済みません。もう3回終わったので。

○議長（若山 征洋君） 終わっちゃっても勝手にしゃべらんこと。

○上下水道課長（赤尾 肇一君） まず、対象外についてでございますが、具体的には、そういったことは皆さんには周知はしておりません。ただ、不可抗力によるということで、不可抗力とはどういったことなのかということで、我々は検討した結果、当然、露出管のままで大寒波の日を迎えた方と、十分にそういったことを想定して、それだけの対応をされた方と、いろいろな方がおられるかと思えます。当然、ほとんどの方がそれなりの対応をされてきたと。それが、うちのほうの結果的に断水にも至らなかったということで、件数につきましても、いろいろと我々もそういった方々につきまして、具体的な数字を調査して、ある程度の把握はしているところでございまして、そういったところを十分に考慮したところで、露出管については自己責任で管理をしていただくということで、そういった結果といたしました。

次に、地下に漏水した水が下水道料金に跳ね返るんじゃないかと、そういった御質問でございますが、当然、水道のメーター、もしくは井戸に設置した井水のメーターの数字に基づいて、下水道の料金を算定させていただいておりますので、そういったことになろうかと思えます。

次に、下水道の第22条につきましては、こういった方々は庭で散水をする方、もしくは家の庭にあります池に使用するために、下水道に水道の水を流さない方、そういった方々につきましては、自己の費用をもって、子メーターを設置して、水道メーターからその子メーターの差し引き分を減免の申請を毎月していただいているところでございます。

○議員（8番 岸本加代子君） 議長、もう1回いいですか。

○議長（若山 征洋君） はい。

○議員（8番 岸本加代子君） 済みません。じゃ、これ確認です。さっき言った下水道条例第22条2項（3）には該当しないってことですな。

○上下水道課長（赤尾 肇一君） 今回の場合は該当いたしません。

○議員（8番 岸本加代子君） 最後まとめます。

○議長（若山 征洋君） いえ、もうだめです。意見、はい。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 非常に、何か冷たい町政だなと思いました。このことに関しては、ほかに吉富町いいところいっぱいあって、私、大好きなんですけど、もう今回のことに関しては、近隣がこんだけ温かくやっているときに、吉富町だけがこういう施策をしていて、人口はふえるはずないですよ。

こういうところ、私、今ずっと、こういう場合はどうなのかとかいろいろ言いました。そういうさまざまな条件の中で人は生きているわけです。だから、それを判定するのも、ほんとにきついなと思いますよ。あなたは認めます、あなたは認めませんっていうのはですよ。こういう矛盾は、今度の漏水に関しては、減免の対象としますとすれば、何の矛盾も起こらないわけなんです。

ぜひ人口をふやすためにも、こういうところは、住民のほんとに今、苦しい生活をしている住民の立場に立って、変わっていただきたいと思います。

終わります。

○議長（若山 征洋君） 持ち時間が過ぎましたので、まだ話をしたいことがあると思いますが、席をかえてゆっくりとやってみてください。

これにて一般質問を終わります。

○議長（若山 征洋君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。長時間お疲れさまでした。

午後3時25分散会
